

給水装置工事施行基準

丹羽広域事務組合水道部

平成 21 年 4 月 1 日	施行	平成 24 年 4 月 1 日	改正
平成 24 年 7 月 1 日	改正	平成 25 年 9 月 1 日	改正
平成 26 年 4 月 1 日	改正	平成 27 年 4 月 1 日	改正
平成 28 年 4 月 1 日	改正	平成 31 年 1 月 1 日	改正
令和 2 年 4 月 1 日	改正	令和 3 年 4 月 1 日	改正
令和 4 年 4 月 1 日	改正		

目 次

給水装置工事施行基準

I 総則

1 目的	1
2 給水の原則	1
3 用語の定義	1
4 給水装置の種類	1
5 給水装置の申込みと工事の施行	1
6 水道メータの設置	2
7 メータの貸与	2

II 基本計画

1 事前調査及び協議	3
2 設計要領	3
3 給水方式の決定	5
4 計画使用量の決定	5
5 口径の決定	7

III 給水管の分岐工事

1 一般事項	11
2 給水管の管種	11
3 給水管の分岐	11
4 給水管の埋設	12

IV メータ、止水栓の設置

1 メータの設置基準	15
2 メータの検針方法	17
3 メータバイパスユニットの設置基準	17
4 導水装置を有する集合住宅の直読平型各戸メータ設置基準	18
5 集中検針装置設置基準	19
6 止水栓、仕切弁の設置基準	19

V 受水槽の構造及び維持管理

1 受水槽方式により給水する導水装置	21
2 受水槽の材質及び構造	21
3 給水口	21
4 直結給水栓の設置	21
5 受水槽の有効容量	22
6 受水槽の設置位置	22
7 受水槽の維持管理	22

VI 受水槽以下設備における他水混合実施条件

1 実施条件	24
2 指導事項	24

VII 水の安全対策

1 当該給水装置以外の水管、その他の設備との接続（クロスコネクション）の禁止	26
2 ポンプの直接接続禁止	26
3 水槽、プール、流し、その他水をいれ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置	26
4 有機溶剤、鉱油類等の浸透する恐れがある場所に設置されている給水装置	26

VIII 申込手続き及び審査・検査

1	給水装置工事の申込み	27
2	給水負担金	29
3	設計審査手数料及び工事検査手数料	30
4	設計審査	30
5	工事検査	31

IX 給水装置の管理区分

X 3階直結直圧給水

1	3階直結直圧給水の目的	34
2	事前調査及び協議等	34
3	実施条件	34
4	給水装置の構造	34
5	受水槽方式からの改造	35
6	水理計算等	36
7	誓約書の提出	36
8	その他	36

XI 二世帯住宅の給水装置工事

1	目的	37
2	世帯	37
3	二世帯住宅の判断	37
4	施工方法	37

様式

給水装置工事申込書（給水規則第2条 様式第1号）
先行取出し工事申込書（先行取出し工事に関する要綱第3条 様式第1号）
給水装置工事設計審査申請書（給水規則第3条 様式第2号）
水道メータ出庫願
土地使用承諾書
占用物確認表
配水管新設工事申込書（丹羽広域事務組合水道事業配水管新設工事分担金徴収に関する要綱）
貯水槽水道施設調査票
管理人選任届（給水規則第11条）
工事検査申請書（給水規則第6条）
工事写真帳（工事検査申請書用）（道路管理者用）
給水装置使用開始届（給水規則 第9条 様式第4号）
給水装置工事変更取消届
給水装置使用中止届（給水規則第14条 様式第10号）
給水装置廃止届（給水規則第14条 様式第11号）
給水装置所有者変更届（給水規則第14条 様式第14号）
給水装置使用戸数異動届（給水規則第14条 様式第15号）
集合住宅等における検針方式希望書
集合住宅施錠装置の解除方法届出書[集合住宅等の各戸検針、徴収に関する要綱 様式第1号]
各戸メータ設置申請及び設置条件誓約書（受水槽給水用）
集合住宅等における親メータ検針方式誓約書
集合住宅等における親メータ検針戸数割方式誓約書
集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書[集合住宅等の各戸検針、徴収に関する要綱 様式第2号]
他水混合給水計画協議書[施行基準 VI 受水槽以下設備における他水混合実施条件 様式第1号]
他水混合給水計画回答書[施行基準 VI 受水槽以下設備における他水混合実施条件 様式第2号]
他水混合に関する誓約書[施行基準 VI 受水槽以下設備における他水混合実施条件 様式第3号]
3階直結直圧給水協議書[施行基準 X 3階直結直圧給水 様式第1号]
3階直結直圧給水回答書（実施できる場合の回答例）[施行基準 X 3階直結直圧給水 様式第2号]
3階直結直圧給水回答書（実施できない場合の回答例）[施行基準 X 3階直結直圧給水 様式第3号]
3階直結直圧給水に関する誓約書[施行基準 X 3階直結直圧給水 様式第4号]

メータ・止水栓設置標準仕様図

メータ・止水栓設置標準仕様図φ13～φ25
メータ・止水栓設置標準仕様図（3階直結直圧給水）φ20、φ25
メータ・止水栓設置標準仕様図φ40
メータ・止水栓設置標準仕様図φ50
メータ・止水栓設置標準仕様図φ75
集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ40-①
集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ40-②
集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ50-①
集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ50-②
集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ75

丹羽広域事務組合給水装置工事写真撮影要領

I 総 則

1 目的

この基準は、水道法及び関係法令並びに丹羽広域事務組合（以下「当組合」という。）給水条例等規定に基づき、給水装置工事の設計及び施工等について、適正な施行を図ることを目的とする。

なお、この基準に掲げる法令、条例等は次のとおりとする。

- ・法 水道法
- ・施行令 水道法施行令
- ・給水条例 丹羽広域事務組合水道事業給水条例
- ・給水規則 丹羽広域事務組合水道事業給水規則
- ・工事事業者規程 丹羽広域事務組合水道事業指定給水装置工事事業者規程
- ・新設工事分担金条例 丹羽広域事務組合水道事業配水管新設工事分担金徴収に関する条例
- ・配水管承認工事取扱要綱 丹羽広域事務組合水道事業配水管承認工事に関する取扱要綱
- ・量水器口径変更取扱要綱 量水器口径の変更に関する取扱要綱

2 給水の原則

水道事業者は、事業計画を定める給水区域内の需要家から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。（法第15条）

免責理由たる正当な理由は、配水管の事業計画上の未設置の場合、正常な企業努力にも拘らず水量が著しく不足する場合、地勢等の関係で給水が技術的に著しく困難な場合等、水道事業者の努力にも拘らず、その責に帰すべからずしておきるものをいう。

3 用語の定義

- (1) 給水装置 需要家に水を供給するために、当組合の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水管 配水管から個別の需要家に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。
- (3) 給水装置工事 給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- (4) 給水用具 給水管と直結し、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、止水栓、給水栓、バルブ類及び器具類をいう。
- (5) 配水管 ポンプ場から給水区域内に給水するために布設された管（仕切弁、空気弁等を含む）を総称していう。
- (6) 配水本管 配水管のうち、直接給水装置を分岐しないもの（ $\phi 75$ 以上の給水管の分岐を除く）をいう。当組合では、 $\phi 350$ 以上の配水管及び $\phi 300$ のうち、基幹管路と指定する配水管をいう。
- (7) 配水支管 配水管のうち、直接給水装置を分岐するものをいう。当組合では、 $\phi 300$ 以下の配水管をいう。

4 給水装置の種類（給水条例第4条）

- (1) 専用給水装置 1戸（一世帯又は、管理者がこれに準ずると認定したものをいう）又は1か所で専用するもの。
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2か所以上で共用するもの。
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの。

5 給水装置の申込みと工事の施行

(1) 給水装置新設等の申込み（給水条例第5条）

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。

(2) 新設等の費用負担（給水条例第6条）

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。

(3) 工事の施行（給水条例第7条第1項）

給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定工事業者」という。）が施行する。

(4) 給水装置の構造及び材質（法第16条）

給水装置の構造及び材質は、施行令第6条に定める基準に適合していなければならない。

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、上記の基準に適合しないときは、供給規定に定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

(5) 給水装置工事の設計審査及び工事検査（給水条例第7条第2項）

指定工事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。

ア 設計審査（工事事業者規程第14条）

指定工事業者は、設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

イ 工事検査（工事事業者規程第15条第1項、第2項）

指定工事業者は、給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

また、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

ウ 主任技術者の立会い（工事事業者規程第16条）

法第17条の給水装置の検査の必要な場合、当組合から立会いを求められたときは、当該工事に指名された主任技術者又はその事業所に係るその他の主任技術者が立ち会わなければならない。

エ 報告又は資料の提出（工事事業者規程第17条）

指定工事業者は、当該給水装置工事に関し、当組合から必要な報告又は資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

6 水道メータの設置（給水条例第16条第2項）

水道量水器（以下「メータ」という。）は、給水装置に設置し、その位置は、当組合が定める。

7 メータの貸与（給水条例第17条）

(1) メータは、水道の使用者又は管理者若しくは給水装置の所有者に保管させる。

(2) 保管者は、善良な管理者の注意をもってメータを管理しなければならない。

(3) 保管者は、管理義務を怠ったため、メータを亡失又は破損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(4) 受水槽を設置し各戸検針を希望する集合住宅等は、集中検針方式又は普通検針方式となり、「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」に基づくものとする。

集中検針方式の場合、子メータ等は所有者が負担し、親メータは当組合が貸与とする。又、普通検針方式の場合、子メータ及び親メータは当組合の貸与とする。

II 基本計画

1 事前調査及び協議

給水装置工事の依頼を受けた指定工事業者は、申込者の要求内容を把握し、現地図面等で次の事項を調査し、関係者と協議しなければならない。

表－1 事前調査項目

調査事項		調査内容	協議が必要な場合	
			当組合	その他関係者
1	工事場所	住宅地図、公図等による住所、番地等		
2	計画水量等	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付水栓数、計画水量	計画水量が多大な場合	
3	既設給水装置の有無	所有者、口径、管種、布設位置、先行取出し等		
4	屋外配管	止水栓及びメータ等の位置、布設位置	給水管及びメータの口径	
5	屋内配管	給水栓の位置（種類、個数）、給水用具		
6	配水管の布設状況	管種、口径、布設位置、水圧等	配水管未設置地区及び配水管既設地区で給水に対応する必要な口径がない場合	
7	道路等の状況	公道、私道、幅員、舗装構成、舗装施工年度等	占用条件、その他必要条件等	占用条件等（道路管理者、警察署等）
8	各種埋設物の有無	占用物（ガス、NTT、電気、下水道、畑地灌漑用水等）形状、布設位置等	布設位置、施工方法等	施工方法等（各占用者等）
9	現地の施工環境	施工時間（昼・夜等）、他の関連工事	施工方法等	
10	受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、配管ルート、集合住宅の場合は検針方法（親メータ検針、集中検針等）等	受水槽の容量 集合住宅の場合は検針方法（親メータ検針、集中検針等）等	
11	建築確認	建築確認通知		
12	その他	その他必要事項	開発工事等に伴う申込みの場合	

2 設計要領

- (1) 給水装置工事の申込者が必要とする水量、水圧が確実に確保される必要口径とすること。
- (2) 給水方式は直結直圧方式、受水槽方式とし、その方式は建物の階数又は給水高さ、計画水量、使用用途、維持管理面を考慮し決定するものとする。
 なお、直結増圧方式は付近需要家に水圧低下等の影響があると思われるため、不可とする。
- (3) 給水に対応する必要な配水管の口径は、次のとおりとする。
 なお、配水管未設置地区及び配水管既設地区で給水に対応する必要な口径がない場合は、新設工事分担金条例に基づき、配水管新設工事に要する費用に充てるため、分担金を徴収する。

表-2 給水に対応する必要な口径

必要な配水管口径	取出口径	直結直圧式 (メータφ13の戸数)	受水槽式(集合住宅の場合)	
			ファミリータイプ [°] (メータφ13の戸数)	ワンルームタイプ [°] (メータφ13の戸数)
φ25	φ20	1	***	***
φ40	φ20	***	2~16	2~28
φ40	φ25	2~4	17~18	29~32
φ50	φ40 ※集合住宅に限る	5~6	19~32	33~57
φ75	φ40	7~13	33~50	58~90
φ100	φ50	14~20	51~135	91~243
φ150	その都度管理者が定める口径	21以上	136~270	244~486

※ 配水管口径φ28、φ30、φ32はφ25と同等に扱うものとする。

※ 配水管口径φ35はφ40と同等に扱うものとする。

※ 配水管口径φ65はφ75と同等に扱うものとする。

(4) 開発区域内の道路に配水管の布設が必要な場合等、配水管承認工事取扱要綱に基づき配水管承認工事を申請する場合は、給水条例に基づき手数料を徴収する。

(5) 給水管の分岐を禁止する管路は次のとおりとする。

ア 配水本管

当組合では、φ350以上の配水管及びφ300のうち、基幹管路と指定する配水管をいう。ただし、φ75以上の給水管の分岐又は、配水本管からφ75以上の配水支管を分岐し、その管より給水管を分岐する場合は、この限りでない。

イ 県水導入管

配水場に県水(河北配水場系統水)を補給するための専用管。

東川配水場県水導入管、高雄西部配水場県水導入管、南山名配水場県水導入管、柏森北部配水場県水導入管、柏森南部配水場県水導入管、大口北部配水場県水導入管、大口南部配水場県水導入管

ウ 導水管

井戸から汲み上げた地下水を配水場の沈砂池まで導水する管。

河北第1水源取水導水管、河北第2水源取水導水管、斎藤水源取水導水管、柏森東部水源取水導水管、柏森南部第2水源取水導水管

(6) 給水装置工事の申込者以外の者が所有する土地に、給水管を埋設してはならない。ただし、その所有者が給水管の布設することを承諾した場合を除く。

(7) メータ、止水栓は、メータボックス内に設置し、「IV メータ、止水栓の設置」の基準を満たさなければならない。

(8) 水質汚染及び破損等の恐れがないことはもちろん、使用に便利かつ維持管理が容易にできること。

(9) 各種占用許可が確実に受けられること。

(10) 同一敷地内の引込みは1か所を原則とする。ただし、二世帯住宅の給水装置工事取扱基準によるもの他、事前協議において認められたものを除く。

(11) 直結直圧方式の集合住宅等は、給水主管に仕切弁を設置しなければならない。仕切弁については、当組合指定の材料とする。

(12) 給水管の埋設深度は、道路部分においては、道路管理者が指示する寸法とし、宅地内においては0.3m以上とする。

(13) 管の立ち上がりは、できるだけ建物の北側、西側等日当たりが悪く風当たりが強い屋外は避けること。やむを得ずその場所に設置するときは、防寒設備を施すこと。

(14) 結露の恐れがある給水装置には、適切な措置を講じること。

(15) 水圧、水撃作用による離脱、給水器具の破損、故障等の恐れのある箇所は適切な離脱防止、水撃緩和装置、ブレ止め等を設置すること。

(16) 給水装置の撤去及び移設により給水管を撤去する際は、配水管の分岐から撤去すること。施工方法については当組合の指示に従うこと。

3 給水方式の決定

(1) 受水槽方式とする基準

ア 断水時においても給水の持続を必要とする場合（飲食店、病院、スーパー、旅館、理・美容院、工場等）。ただし、当組合と協議を行い、設置の必要がないと認めた場合を除く。

イ 常時一定圧及び水量を必要とする場合。

ウ 3階以上（給水装置の最上部が5mを超える建物）の建物の場合。ただし、「X 3階直結直圧給水」の基準を満たすものを除く。

エ 一時的に多量の水を必要とする場合。

オ 使用時に配水管に大きな影響（水圧、流速等の急激な変化による水撃破損等）を及ぼす恐れのある場合。

カ その他直結直圧方式に適さない場合。

(2) 直結直圧方式とする基準

2階以下の建物（給水装置の最上部が5m以下の建物）で、受水槽方式によらず直結直圧で給水可能な給水装置工事。ただし、「X 3階直結直圧給水」の基準を満たすものを含む。

4 計画使用量の決定

(1) 直結直圧方式の計画使用水量

計画使用水量は、給水栓の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量及び同時使用水量とする。

ア 一戸建てにおける計画使用水量

(ア) 同時使用する給水栓の設定同時使用給水栓数を表-3から求め、同時に使用する頻度の高い任意の給水栓を設定、その吐出量を表-4から求め、その合計水量又は給水栓の吐出量を口径により一律の水量として表-5から求める。ただし、これによりがたい場合は事情に合わせて設定する。

表-3 同時使用率を考慮した給水栓数及び対応するメータ標準口径

給水栓数	同時使用率を考慮した 栓数	対応するメータ 標準口径（推奨）	同時使用率を考慮した 設計水量（参考）
1	1	φ13	12ℓ/分
2～5	2	φ13	24ℓ/分
6～13	3	φ20	36ℓ/分
14～20	4	φ25	48ℓ/分

注1 旅館、工場、学校、駅等の洗面所、水洗便所などにより同時使用率の高いもの又は吐出量の大きな水栓等を使用しているものについては、実情に応じて設計すること。

注2 水理計算上で水量及び水圧が確保されれば、メータ口径はその計算上の管口径と同一とすることができる。

表-4 用途別吐出量と対応する給水栓口径

用途別	吐出量（ℓ/分）	給水栓口径mm	備考
台所流し・洗濯流し	12～40(20)	13～20	
洗面器・シャワー	8～15(10)	13	
浴槽	20～40(30)	13～20	
小便器（洗浄水槽）	12～20(15)	13	
小便器（洗浄弁）	15～30(20)	13	1回(4～6秒)の吐出量2～3ℓ
大便器（洗浄水槽）	12～20(15)	13	
大便器（洗浄弁）	70～130(90)	25	1回(8～12秒)の吐出量13.5～16.5ℓ
手洗器	5～10(7)	13	
消火栓（室内用小型）	130～260(200)	40～50	
散水栓	15～40(20)	13～20	
洗浄栓（自動車等）	35～65(50)	20～25	業務用

※ () 内の数字は計算上の標準吐出量

※ 表はあくまで目安であり、実施にあたっては、水理計算上の管口径とすること。

表－5 給水栓の標準使用量

給水栓口径	10mm	13mm	20mm	25mm
標準使用量 (ℓ/分)	10	17	40	65

(イ) 標準化した同時使用水量によるもの

標準化した同時使用水量の関係を標準値から求める。

同時 (計画) 使用水量 = 給水栓の全使用水量 ÷ 総給水栓数 × 使用水量比

表－6 給水栓数と使用比

総給水栓数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
同時使用栓数水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.4	4.0	5.0

イ 集合住宅等における同時使用水量

給水栓の同時使用率は、給水栓の使用目的及び取付個数を考慮して定めるが、一般的には、表－3、表－7を標準とする。なお、一本の給水管から分岐して2戸以上給水する場合は実情に応じて設計すること。

ウ 建築物種類別使用水量

建築物種類別の1日当りの使用水量は、業態に応じた一人1日使用水量(表－7)と使用人員の積、若しくは、建築物の単位床面積当り平均使用水量(表－8)と延べ床面積との積から求める。

ただし、現実的には、建築物の規模や内容、生活様式等により、差が生じることが予想されるため、この算出方法は、受水槽容量の算定の場合に用いることが多い。

表－7 一人1日当りの平均使用水量

業 態	一人1日当りの平均使用水量 (ℓ)	備 考
一 般 住 宅	180 ～ 260	
営 業 兼 用 住 宅	250 ～ 380	
ア パ ー ト	180 ～ 260	
料 理 業 ・ レ ス ト ラ ン	150 ～ 220	来客を含む
旅 館	200 ～ 300	〃
ホ テ ル	300 ～ 500	〃
デ パ ー ト	20 ～ 30	外来者を含む
劇 場	30 ～ 40	〃
官 公 署	80 ～ 120	〃
会 社 ・ 事 務 所	100 ～ 160	〃
病 院	300 ～ 500	患者一人当り
学 校	50 ～ 80	

表－8 単位床面積当りの平均使用水量

業 態	床面積 1 m ² 当りの1日平均使用水量 (ℓ)
ホ テ ル	40 ～ 50
デ パ ー ト	25 ～ 35
劇 場	20 ～ 30
官 公 署	20 ～ 25
会 社 ・ 事 務 所	20 ～ 30
病 院	30 ～ 50

エ 同時使用率

給水栓の同時使用率は、給水栓の使用目的及び取付個数を考慮して定めるが、一般的には表－3、表－9を標準とする。

なお、一本の給水管から分岐して2戸以上給水する場合は実情に応じて設計すること。

(ア) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率によるもの。

1戸の使用水量は表-4、表-5から求め、表-9の同時使用戸数率により戸数を求め、同時使用水量を求める。

表-9 同時使用戸数率

戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

(イ) 戸数から同時使用水量を予測するもの

10戸未満 $Q = 4.2 N^{0.33}$

10戸以上 $Q = 1.9 N^{0.67}$

Q : 同時使用水量

N : 戸数

(ウ) 居住人数から同時使用水量を予測するもの

1 ~ 30人 $Q = 2.6 P^{0.36}$

30 ~ 200人 $Q = 1.3 P^{0.56}$

Q : 同時使用水量

N : 人数

5 口径の決定

(1) 給水管口径の決定

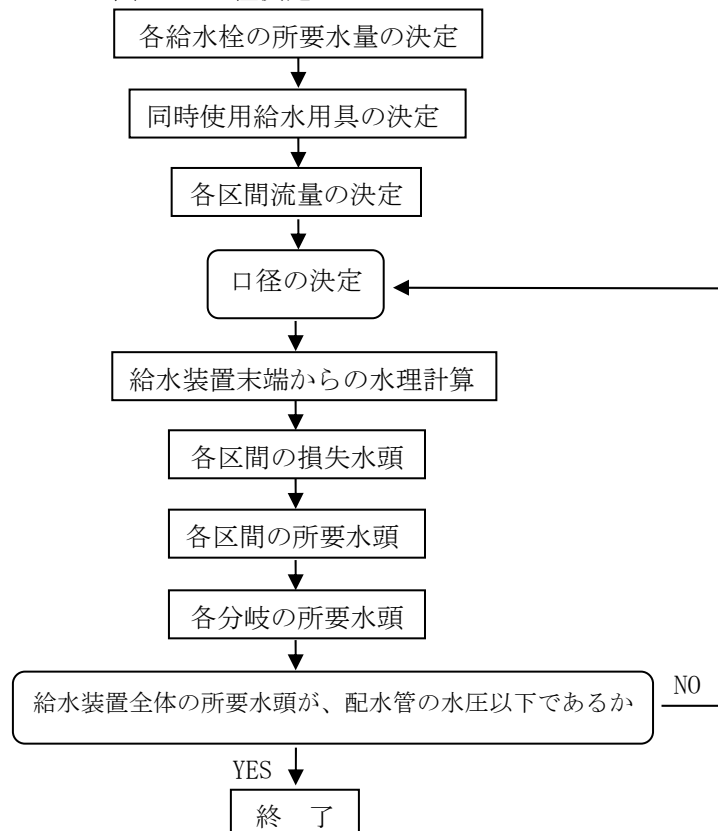
給水管口径の決定は、配水管の計画最小動水圧時においても、設計水量を十分に供給できる大きさとし、かつ過大でないものとしなければならない。

(2) メータ口径の決定

メータ口径の決定に際しては、給水管の口径及び使用する給水装置の実態にあわせて適切な口径としなければならない。

なお、計画給水量が多大会の場合は、必ず当組合と事前協議を行うこと。

図-1 口径決定のフロー



(3) 給水管の管径均等数

給水装置において、配水支管より分岐できる分水栓数や支線配水管数を知るには、給水設備の実情に適応した計算によって決定すべきであるが、大口径管に相当する小口径管数や支線配水管数を参考として推測する場合は表-10の管径均等表を用いるのが便利である。

表-10 管径均等表

枝管又は水栓mm 主管径mm	13	20	25	30	40	50	75	100
13	1							
20	1							
25	3.7	1.8	1					
30	7	3.6	2	1				
40	11	5.3	2.9	1.5	1			
50	20	10	5.5	2.7	1.9	1		
75	54	27	15	7	5	2.7	1	
100	107	53	29	15	10	5.3	2	1

(4) 摩擦損失水頭

給水管の損失水頭は次の方式により算出する。

呼び径50mm以下の摩擦損失水頭の計算には次の公式が使用される。

ウエストンの公式

$$h = \left[0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right] \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

- ここに h : 管の摩擦損失水頭 (m)
 D : 管内径 (m)
 V : 管内平均流速 (m/s)
 L : 管路延長 (m)
 g : 重力の加速度 9.8 (m)

呼び径75mmの計算には、次の公式が使用される。

ヘーゼンウイリアムスの公式

$$V = 0.84935 \cdot C \cdot R^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

この公式より

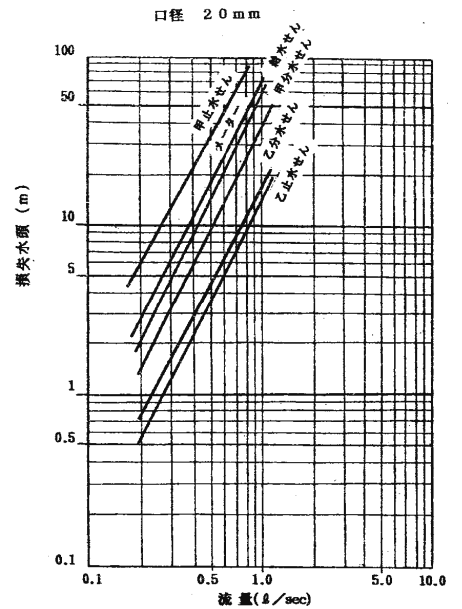
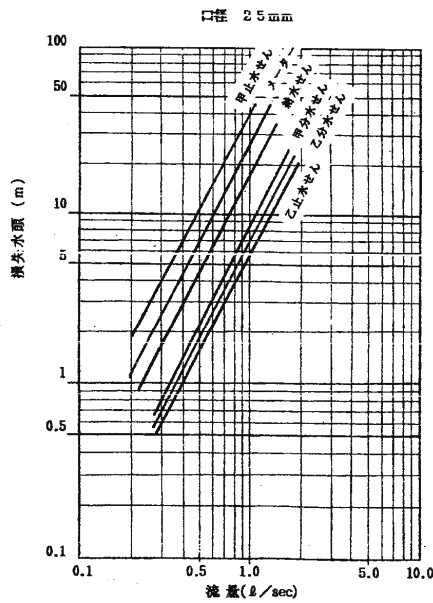
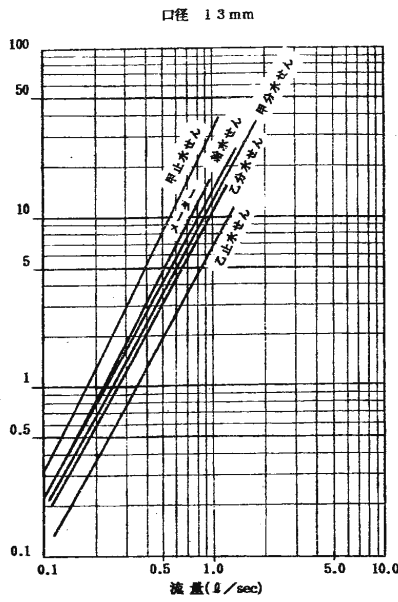
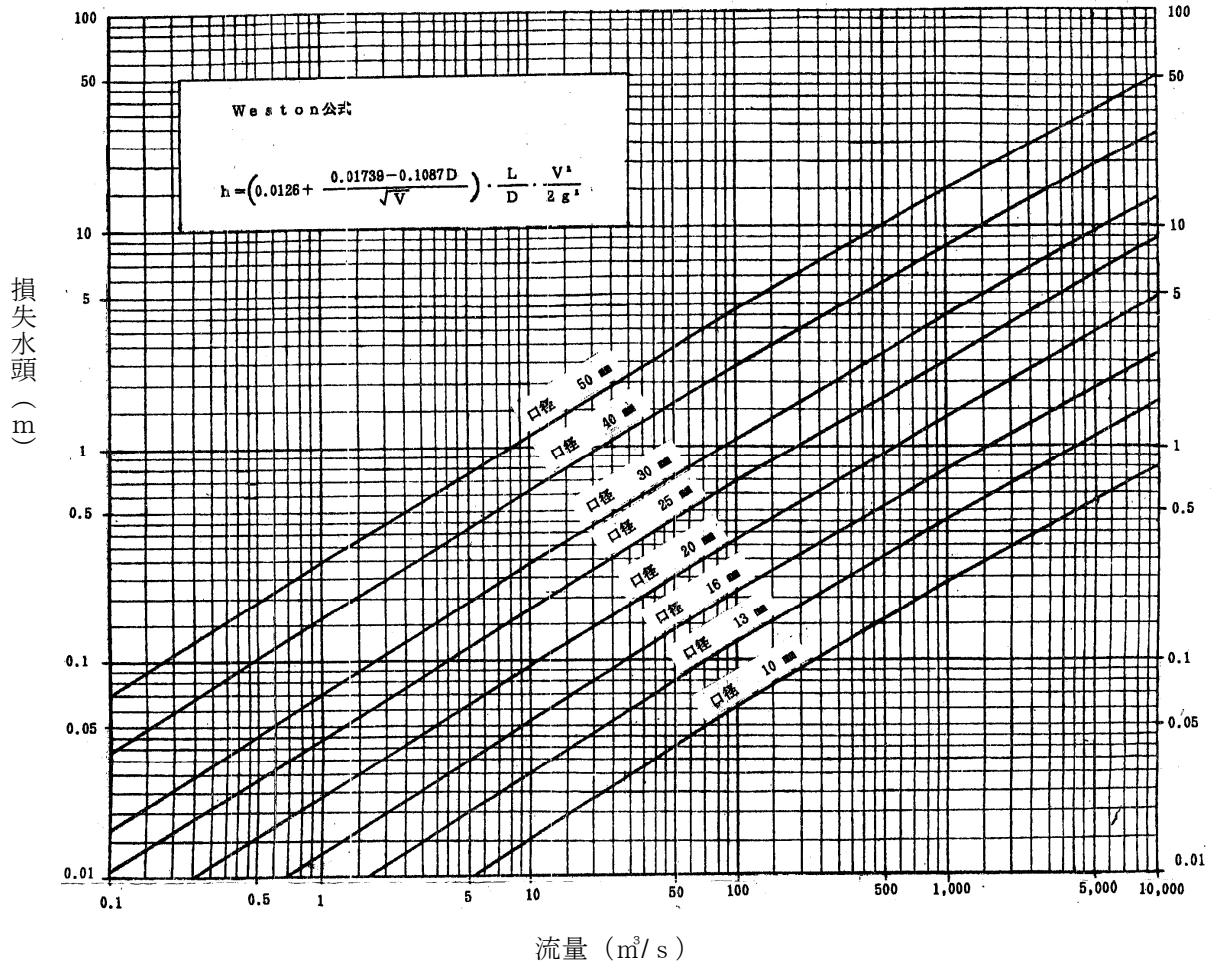
$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

$$D = 1.6258 \cdot C^{-0.38} \cdot V^{-0.38} \cdot I^{-0.205}$$

$$I = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85}$$

- ここに V : 管内平均流速 (m/s)
 C : 流速係数 (110~130)
 R : 径深 $\frac{D}{4}$ (m)
 D : 管内径 (m)
 I : 動水勾配 $\frac{h}{L}$ L : 管路延長
 h : 管の摩擦損失水頭 (m) Q : 流量



給水装置及び異形部の損失水頭の直管換算表は、表－１１のとおりである。

表－１１ 給水装置及び異形部の損失水頭の直管換算表（単位：m）

種別 口径	メータ		止水栓		異形部		給水栓
	接線流	縦型軸流	甲	乙	分岐箇所	エルボ	
13	3.2		3.0	1.5	0.5～1.0	0.5	3.0
16				1.5	0.5～1.0	0.5	5.0
20	8.8		8.0	2.0	0.5～1.0	0.5	8.0
25	12.0		8.0	3.0	0.5～1.0	0.5	8.0
30	19.2		20.0	5.0	1.0	0.8	
40	20.8	15.0	25.0	6.0	1.0	0.8	
50	28.0	12.6	30.0	8.0	1.5	1.2	

Ⅲ 給水管の分岐工事

1 一般事項

- (1) 現場の着手について、次の各号の条件を満たしていなければ着手してはならない。
 - ア 給水装置工事の設計が当組合の審査を受け、承認されたもの。
 - イ 道路占用及び道路使用等の許可を受けたもの。
 - ウ 給水負担金及び設計審査手数料及び工事検査手数料が納入されていること。(当組合が入金確認できていること。)
 - エ 付近住民及び関係機関等への周知ができていないこと。
- (2) 道路占用及び道路使用等の許可条件等を厳守するとともに、各種許可書又は、その写しを携帯すること。
- (3) 工事現場には、必ず工事責任者が常駐すること。
- (4) 保安設備等は明瞭で堅固なものを使用し、適切な場所に設置すること。また、交通の支障を最小限に抑え、交通の危険及び渋滞等の道路安全対策に努めること。
- (5) 騒音、振動等の公害防止に努めること。
- (6) 他の占用物（ガス、電気、NTT、下水、農業用水等）がある場合は、工法について事前に協議し、必要に応じて立会いを求めること。
- (7) 断水を伴う給水装置工事は、対象需要家にチラシ等で事前周知するため、当組合と事前に協議すること。

なお、バルブの開閉は当組合で操作することとする。
- (8) 苦情や事故が発生した場合は、迅速かつ適切な処置をするとともに、当組合及び関係機関へ速やかに報告し、指示を受けること。

2 給水管の管種

配水管からの分岐から止水栓までの給水管及び継手は、当組合が指定した材料を使用することとし、表－12のとおりとする。

表－12 給水管及び継手の指定材料（配水管からの分岐から止水栓まで）

給水管口径	管 種	継手の種類	備 考
φ40 以下	PEP1 種 2 層管	PEP 継手 (離脱防止機能を有するもの)	構造物が支障となる等、特別な場合は、その都度指定する材料
φ50・φ75	HPPEP	HPPEP 継手 (離脱防止機能を有するもの)	
φ100 以上	その都度指定する材料	その都度指定する材料	

3 給水管の分岐

- (1) 分岐の方法は表－13のとおりとする。

表－13 給水管の分岐方法

配水管口径	給水管口径	分岐方法
φ40 未満	φ25 以下	鋳鉄製チーズ
φ40	φ25 以下	サドル分水栓
	φ40	不断水割T字管
φ50	φ25 以下	サドル分水栓
	φ40	不断水割T字管
φ65	φ40 以下	その都度指定する方法
φ75	φ40 以下	サドル分水栓
φ100	φ50 以下	サドル分水栓
φ150～φ300	φ50 以下	サドル分水栓
	φ75～φ150	不断水割T字管

※ 当組合指定材料を使用すること。また、この方法ができない場合は、当組合と協議すること。

- (2) 他の給水管分岐や異形管から30cm以上の離隔をとること。
- (3) 穿孔機は確実に取り付けるとともに、配水管の管種に対応した穿孔ドリルを使用すること。(特にダクタイル鋳鉄管の内面粉体塗装管については、注意すること。)
- (4) サドル分水栓により分岐する場合は、防食フィルムにて被覆すること。
- (5) ダクタイル鋳鉄管からサドル分水栓により分岐する場合は、防錆密着コアを取り付けること。
- (6) 配水管にポリエチレンスリーブが施されている場合は、これを復旧すること。
- (7) メータ口径φ13の場合の分岐する口径及び止水栓までの給水管の口径はφ20とすること。

4 給水管の埋設

(1) 道路部分の埋設

ア 給水管の埋設深度は、占用条件により次のとおりとする。ただし、当組合が指示する場合はその寸法とすること。

町道・・・0.6m以上(φ40以上は0.7m以上)

県道・・・路線により異なるので、確認すること。

イ 給水管の埋設深度が、やむを得ず上記寸法より浅くなる場合は、道路管理者との協議により決定し、必要に応じてコンクリート防護等を施すこと。

ウ 土工

(ア) 管防護砂

- a 砂は川砂とする。
- b 管の上は、20cmとする。
- c 管の下は、φ25以下は4cm、φ40以上は10cmとする。

(イ) 埋め戻し

- a 砕石C-40(RC-40)又は、在来土で埋め戻すこと。ただし、県道及びセンターラインのある町道、道路管理者が指定する地域、著しく土質が悪い場合は、砕石C-40(RC-40)で埋め戻すこと。
- b 中間転圧は20cm以下を一層とし、各層ごとにランマー等の締固機械で確実に締め固めること。

(ウ) 下層路盤工及び仮舗装復旧

- a 路盤工及び仮舗装復旧の厚みは、表-14のとおりとする。なお、仮舗装復旧は必ず当日施工すること。

表-14 下層路盤工及び仮舗装復旧の施工厚

道路の種類		下層路盤 (C-40又はRC-40)	仮舗装復旧 (密粒AS又は常温合材)
県道	歩道	10cm	3cm
	車道	10cm	5cm
扶桑町・主要道 (車道本舗装厚10cm)	歩道	10cm	3cm
	車道	25cm (本復旧時の仕上がり厚が20cm)	5cm
大口町・主要道 (車道本舗装厚10cm)	歩道	10cm	3cm
	車道	15cm (本復旧時の仕上がり厚が10cm)	5cm
一般町道 (本舗装厚5cm)	車道	12cm (本復旧時の仕上がり厚が10cm)	3cm
その他の道路		その都度道路管理者と協議	その都度道路管理者と協議

エ 本舗装復旧

- (ア) 本舗装復旧の施工厚は表－15のとおりとする。
- (イ) 本舗装復旧は、埋め戻し箇所が安定してから施工すること。
- (ウ) 本舗装復旧幅は掘削部分の端から絶縁線までの距離が1.5m未満の場合はその絶縁線までを、1.5m以上の場合は掘削部分の端から0.3mの影響範囲をとり、復旧することを標準とする。ただし、県道車道部については、道路管理者の指示によること。
- (エ) 本舗装復旧の舗装切断は本舗装復旧の直前に行うこととする。(掘削及び埋め戻し時等、事前に本舗装復旧の舗装切断を行うことは、雨水等の浸透によるひび割れ等の恐れがあるため。)
- (オ) 下層路盤は、仮舗装復旧時に作成するものとする。
- (カ) 影響範囲は、5cm程度の不陸整正を施工すること。
- (キ) プライムコート(タックコート)は、ムラなく行うこと。(雨水等の浸透によるひび割れ等の恐れがあるため。)

表－15 本舗装復旧(アスファルト)の施工厚

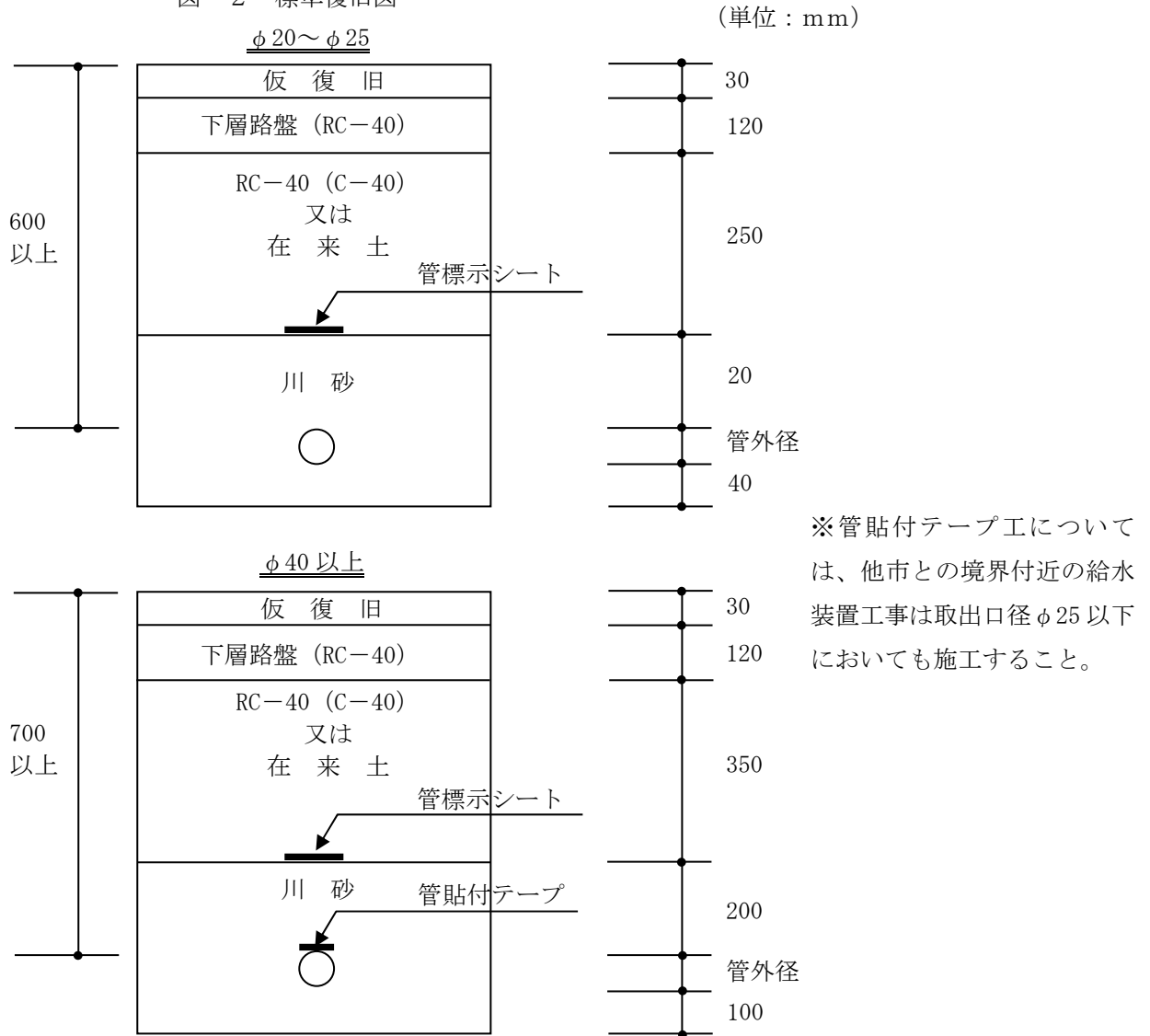
道路の種類			施工厚	備考
県道	歩道	一般	3cm	舗装構成やアスファルト復旧以外の場合は、「道路占用工事の実施に関する基準の制定について」を参照
		小型車乗入	5cm	
		普通車乗入	10cm	
	車道	L交通	10cm	
		A交通	12cm	
		B交通	16cm	
		C交通	22cm	
町道	歩道	3cm	特殊な場合は、その都度道路管理者と協議	
	車道	一般		5cm
		主要道		10cm

オ 給水管の明示

- (ア) 管貼付テープ工
 - a φ40以上の給水管においては、すべて管貼付テープ工を施工すること。
 - b φ25以下の給水管には施工しない。ただし、他市との境界付近の場合は施工すること。
 - c 当組合の支給材料とする。
- (イ) 管標示シート工
 - a すべての給水管に施工すること。また、分岐する既設配水管にも施工すること。
 - b 管防護砂(管上20cm)の上に施工すること。
 - c 当組合の承認材料を使用すること。
 - d 施工業者で購入すること。
 - e 仕様については、次のとおりとする。
埋設クロスシート 巾150mm、2倍折込、青地に白で「上水道管注意」と記載。
(再生ポリエチレン使用のエコマーク品を推奨する。)

カ 町道の仮舗装復旧までの標準復旧図を以下に示す。

図-2 標準復旧図



(2) 民地部分の埋設

ア 官民境界からメータボックスまでの間は、川砂で埋め戻すことを当組合として推奨する。これによることができない場合は、必ず良質土で埋め戻し、石等が直接、管に当たらないようにしなければならない。

イ メータボックス以降については、給水管の埋設の深さを30cm以上とし、必ず良質土で埋め戻し、石等が直接、管に当たらないようにしなければならない。

ウ 将来、止水栓不良等で修理する場合を考慮して、メータボックスの周りは、可能な限りコンクリートは打設しないことを推奨する。

エ 管貼付テープ工及び管標示シート工は、当組合が指定する場合を除き施工しない。

オ 道路境界の民地側に上水道を標示する杭を設置しなければならない。

IV メータ、止水栓の設置

1 メータの設置基準

次の各号の条件を満たし設置しなければならない。

(1) 民地内の地面に設置する場合

ア 原則として、道路から検針及び取替作業等が容易に行なえるよう、道路に対し平行向きに設置すること。

イ 官民境界に接近し、分岐部から直角線の延長上であること。また、道路境界の民地側に上水道を標示する杭を設置すること。ただし、メータ以降の宅内のみの工事等で、既設構造物により杭を設置することが困難な場合のみ、上水道を標示するピンで代用できるものとする。

ウ 常に乾燥していて、汚水が入り難く損傷、凍結等の恐れがない場所であること。

エ 設置位置については、当組合と事前協議をし、承認を受けてから行うこと。

オ メータはメータボックス内に設置し、当組合指定の鋳鉄製のメータボックス及びメータバイパスユニットを使用すること。ただし、車両の出入りがない場合においてのみ、FRP製のメータボックスの使用を認めるものとする。また、メータボックス指定材料は表-16のとおりとし、メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護を行い、申込者の負担において設置すること。なお、維持管理について、メータボックスは申込者が行き、メータバイパスユニット本体は当組合において行うものとする。

カ メータに表示されている流量方向の矢印を確認し、水平に取り付けること。

キ メータボックス底板とメータ最下部との間隔を適正に確保し施工すること。また、メータ取替がしやすいよう設置すること。

ク 遠隔指示装置付メータを設置する場合、遠隔指示装置は、専用カウンターポール及びボックスを使用し、申込者の負担において当組合の指示した位置に設置すること。なお、申込者の過失によりカウンターポール及びボックスが破損した場合は、申込者の負担において修繕を行い、経年劣化等やむを得ない場合のみ、当組合の負担において修繕を行うものとする。

ケ メータは、次に掲げるようなメータ設置に適さない場所に設置してはならない。なお、メータ設置後、改築等によりメータ設置に適さない場所になった場合は、改善しなければならない。

(ア) 荷物及びその他の物品の下になりやすい場所

(イ) 湿気が多くて暗い場所

(ウ) ボックス内に水が流入するおそれがある場所

(エ) 車庫の中でシャッターより内側の場所

(オ) 駐車場で車が駐車すると検針できない場所

(カ) 将来、改築等で構造物築造により検針に支障となる場所

コ 集合住宅等で集中検針方式による私設各戸メータ及び集中検針盤は、申込者の負担とする。なお、設置においては、当組合と事前協議をし、承認を受けてから行うこと。

(2) 各階各戸のパイプシャフト内等に設置する場合

ア パイプシャフト内等に設置する場合は、扉を開けてメータが確認できるよう手前及び上部に支障となる物を設置しないこと。

イ メータは、水平に取り付け、パイロットマークが見えるよう設置すること。

ウ メータ上流側には当組合指定の止水栓を設置すること。

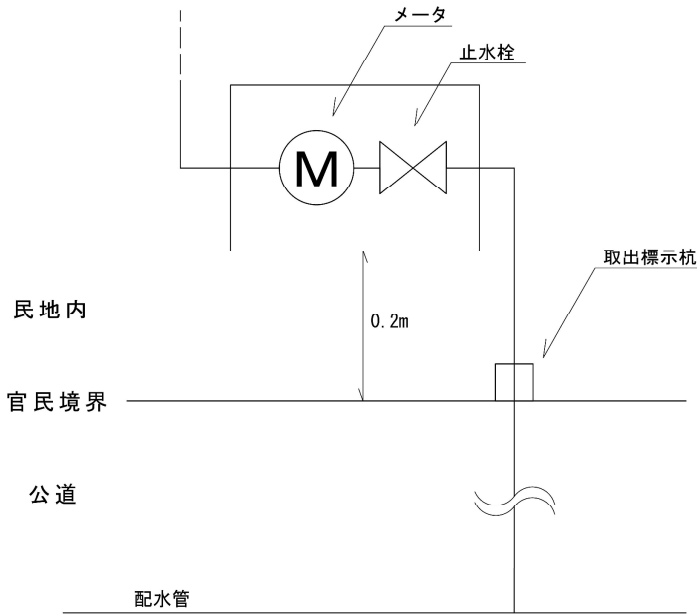
エ 凍結による破損を防ぐため、凍結防止カバーを設置すること。

オ 共用通路に面したところで、乾燥し、汚水が入り難く、常にメータの検針、点検、取替等維持管理がし易い構造とすること。

表-16 メータボックス指定材料

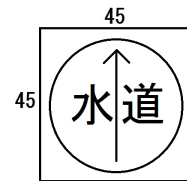
メータ口径	材 質	備 考
13mm	鋳鉄製	車両の出入りがない場合のみ FRP 製も可能とする。
20mm		
25mm		
40mm	メータバイパスユニット (鋳鉄蓋、コンクリート)	() は集合住宅のみ
50mm		
75mm		

図-3 メータ標準設置図



(解説)

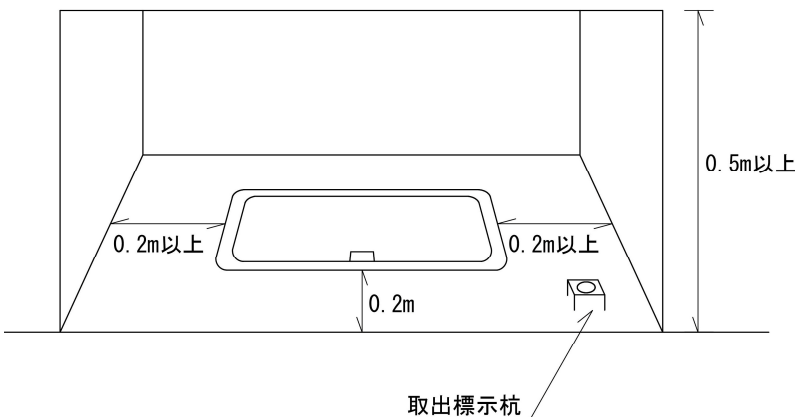
- 給水管は、配水管の分岐部から民地に対し直角に延長する。
- メータボックスは道路側から検針及びメータ取替ができるよう官民境界から0.2mに設置する。
- 民地側には水道部の承認を受けた取出標示杭を設置する。
杭の長さ：L=300~450
キャップ：青色、サイズ45×45



- メータ以降の宅内でのみの工事等で、既設構造物により杭を設置することが困難な場合のみ、上水道を標示するピンで代用できるものとする。
標示盤：φ=30
ピン：L=32.5~33.0



擁壁等設置される場合



(解説)

- 検針及びメータ取替が容易に行えるよう左図のように開口部を設けなければならない。
- 官民境界から0.2mあけ、上部は0.5m以上あける。
 - メータボックスの左右は0.2m以上あけ、埋設部においては維持管理が容易に行えるよう、コンクリート巻等しない。

2 メータの検針方法

メータの検針方法は、当組合が貸与するメータを検針する普通検針方式と所有者が設置した集中検針装置を検針する集中検針方式のどちらかとする。

受水槽を設置し各戸検針を希望する集合住宅等は、集中検針方式又は普通検針方式となり、「各戸メータ設置申請及び設置条件誓約書（受水槽給水用）」等の必要書類にて申請書を提出し、あらかじめ当組合の承認を受けなければならない。

また、所有者は受水槽以降における装置の維持管理及び検針、徴収等に責任をもって協力し実施されるものでなければならない。そのため、給水開始にあたり所有者は当組合と「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」を締結するものとする。

3 メータバイパスユニットの設置基準

(1) 基本構造

メータバイパスユニットの基本構造は、メータの一次側に流路切替弁、二次側に仕切弁、二つの弁を繋ぐバイパス管、メータますが一体となっている給水用具とする。

(2) 基本条件

基本構造の他、次の各号の条件を備えていること。

ア 水質を汚染しないものであること。

イ メータの取り付け、取り外しが容易に行え、検針等に支障が無いこと。

ウ メータの取り付け、取り外しの際、専用工具を使用しない構造であること。

エ 流路切替えには専用ハンドルを使用し、当組合しか操作できないこと。

オ 流路をバイパスに切替えることにより、断水せずメータ取替を行うことができること。

カ バイパス管内に停滞水が生じないこと。

キ 40mmはナットによるねじ接合方式（平パッキン使用）とし、口径50mmから75mmは、一次側をヴィクトリックジョイント、二次側をフランジ接合方式とすること。

(3) 設置

ア メータバイパスユニットの設置については、車両通行の無い場所に検針及び維持管理が容易な状態で設置すること。

イ メータバイパスユニットと接続管にズレ、沈下等が生じないよう、設置場所附近は充分地盤を固めたうえで座台を設置する等適切に施工すること。

(4) 適用範囲

メータ口径40mmから75mmのメータを設置する場合、メータ取替により断水及び濁り等による支障を最小限に軽減するため、受水槽の有無に関らずメータボックスに替わりメータバイパスユニットを設置しなければならない。ただし、集合住宅はこの限りでない。

(5) 性能

性能は、厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における次の基準を満たすこと。

ア 耐圧に関する基準

イ 浸出に関する基準

ウ 逆流防止に関する基準

(6) 表示

次の項目について、容易に確認ができ、簡単に消せない方法で表示されていること。

ア 製造業者名又は、表示用略号（商標等）

イ 口径

ウ 流量方向

エ 流路切替弁の切替方向

オ 仕切弁の開閉方向

4 導水装置を有する集合住宅の直読平型各戸メータ設置基準

(1) 趣旨

一般的に受水槽を有する建物の使用水量の算出は、受水槽への給水装置に設置されたメータ1個のみの計量により算出されるが、中高層住宅（3階建て以上）が多く建築され、一般住宅と集合住宅における受水槽以降の個々の居住者との間に水道料金の算定のうえで公平を欠く結果を招いているため、当組合では、所有者及び入居者の利便を考慮し、一定の条件のもと私設各戸メータを設置した建物は、協定書により個別検針及び個別徴収を行っている。

しかし、この制度では、所有者にとってメータ取替時に相当な費用負担になることから従来の遠隔指示メータ方式に加え、一定の条件のもと各戸に当組合貸与の直読平型各戸メータを設置できるものとし、契約を締結した後、当組合が各戸のメータを直接検針し、個別徴収する制度を設けることとした。

(2) 設置条件

中高層集合住宅に直読メータを設置する場合は、「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」を締結し次の各号により施工しなければならない。

ア 各戸メータは、原則として、民地内の地面又は各戸のパイプシャフト内に設置し、室内には設置しないこと。ただし、パイプシャフト内に設置する場合は以下の要件を満たすこと。

(ア) 各戸メータは、床面から1m以下の高さで水平に設置すること。

(イ) 各戸メータ部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行とすること。

(ウ) パイプシャフト内では、他の配管、機器などにより検針及び各戸メータ取替に支障がないようにすること。

(エ) パイプシャフト内の底面は、廊下側に水勾配を施すなど、外部への排水に支障を来さない構造とすること。

(オ) 凍結防止カバーを設置すること。容易に脱着でき検針に支障を及ぼさないこと。

(カ) パイプシャフトの扉は常時開閉できること。

(キ) 各戸メータは、極力パイプシャフト開口部の中央付近に設置すること。

イ パイプシャフトを築造しない場合においても、上記の要件を満たすこと。

ウ その他「1 メータの設置基準」に準じて設置すること。

エ その他必要な条件は、「各戸メータ設置申請及び設置条件誓約書（受水槽給水用）」によるものとする。

(3) 申請

ア 改造工事

(ア) 集中検針方式からの改造

a 私設各戸メータが検定有効期限を迎える1か月前までに施工を完了させなければならない。

b 各部屋番号がわかるようプラスチックプレートを検針及び各戸メータ取替に支障がない位置に設置すること。

c 集中検針用親メータを取り外し、当組合貸与の遠隔指示装置付親メータ（メータ口径40mm以上）または直読平型メータ（メータ口径25mm以下）を設置すること。なお、遠隔指示装置付親メータを設置する場合、遠隔指示装置は専用カウンターポール及びボックスを使用し、申込者の負担において設置すること。

d 「集合住宅等の検針、徴収事務に関する協定書」は解除すること。

(イ) 親メータ検針方式及び親メータ検針戸数割方式からの改造

a 所有者において各戸の使用者への検針・徴収に関する説明を行い、給水装置開始届に必要な事項を記入し提出すること。

b 給水負担金は、設置する各戸のメータ口径に応じて差額を負担する。ただし、余剰金が発生した場合は、これを返金しない。

c 直読平型各戸メータの上流には当組合指定の止水栓を設置すること。

d 各部屋番号がわかるようプラスチックプレートを検針及び各戸メータ取替に支障がない位置に設置すること。

- e 検針・徴収の切り替えは、各戸に当組合貸与の直読平型各戸メータを設置したのち、当組合立会いのもと親メータを取り替えた時とする。

5 集中検針装置設置基準

(1) 型式

ア 私設各戸メータ

- (ア) 計量法で定める型式承認を得たもので、検定有効期限内のものとする。
- (イ) 事前に必要書類を提出し、あらかじめ、当組合の承認を受けなければならない。

イ 集中検針盤

- (ア) 私設各戸メータの指針を手動又は、自動で直接読み出し、表示できるものとする。
- (イ) 住居番号と指針を数字表示できるものとし、最大表示目盛りは4桁とする。
- (ウ) 読み出し指針は、内蔵プリンターで紙に打出しできるものとする。
- (エ) 一盤への収容は、1棟分を原則とする。隣棟も併せて収容可能な場合は、この限りではないがその場合は棟番号を表示できるものとする。

(2) 設置基準

ア 私設各戸メータ

- (ア) 私設各戸メータは、「1 1メータの設置基準」に準じて設置すること。
- (イ) 私設各戸メータの上流には当組合指定の止水栓を設置すること。
- (ウ) 散水栓は、集中検針に含み、私設各戸メータを設置すること。

イ 集中検針盤

- (ア) 集中検針盤は、建屋内1階の見やすい場所に設置すること。
- (イ) 集中検針盤の扉は、開閉が容易な構造とし、水道メータ集中検針盤等の表示をすること。

(3) 集中検針装置設置条件

集中検針装置を設置する場合は、「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」を締結し、次の各号を厳守しなければならない。

ア 維持管理

- (ア) 私設各戸メータ及び集中検針盤は、常に良好に作動するよう管理すること。
- (イ) 私設各戸メータ及び集中検針盤を取り替え、修理、移設する場合は、当組合に届け出ること。

イ オートロック式を設置している建物は、解除方法を当組合に届け出ること。

ウ 私設各戸メータ及び集中検針盤の取り替え

- (ア) 検定期間の満了する私設各戸メータは、所有者がその期間内に新有効期限のものに取り替えなければならない。
- (イ) 集中検針盤は、私設各戸メータ取替に合わせて取り替えるものとする。ただし、製造メーカーによる検査を行い、次期満了期まで使用可能が見込めるものについては、再使用を認める。

6 止水栓、仕切弁の設置基準

- (1) 当組合管理用止水栓及び仕切弁は、口径13mmから25mmはメータボックス内、口径40mmから75mmにおいては、専用のボックス内に設置し、当組合が指定する材料を申込者負担にて設置すること。
- (2) 集合住宅で直圧給水方式の場合及びメータバイパスユニット設置の場合（口径75mmを除く）は、官民境界から1m以内に当組合が指定する一次仕切弁を設置すること。ただし、当組合と協議を行い、やむを得ないと認める場合を除く。
- (3) 設置においては、メータ・止水栓設置標準仕様図及び集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図に基づき設置しなければならない。
- (4) 止水栓及び仕切弁は表-17のとおりにより適切な維持管理を行わなければならない。

表-17 止水栓の分類

	区 分	用 途	口 径	型 式
止 水 栓	水 道 部 理 水 管	一般	φ 13～φ 40	ボール止水栓（逆止弁付伸縮式）
		※φ 40～φ 75 は 集合住宅のみ	φ 50	ボール止水栓（逆止弁付伸縮フランジ式）
			φ 75	鋳鉄製ソフトシール仕切弁
			メータバイパス ユニット設置の場合	φ 40、φ 50
			φ 75	鋳鉄製ソフトシール仕切弁
		給 水 装 置 所有者管理	メータ下流側	φ 13～φ 25
	φ 40・φ 50			砲金製ソフトシール仕切弁
	φ 75			鋳鉄製ソフトシール仕切弁
	集合住宅等の一次仕切 弁 (直結給水)		φ 25～φ 50	砲金製ソフトシール仕切弁
		φ 75	鋳鉄製ソフトシール仕切弁	

V 受水槽の構造及び維持管理

1 受水槽方式により給水する導水装置

受水槽以下の給水装置は、法第3条第9号に規定する装置ではないため、受水槽方式により給水する導水装置の維持管理等は所有者又は、使用者の責任において行わなければならないが、その構造及び材質に不備があるときは、衛生上の問題があるので、この基準により指導する。

2 受水槽の材質及び構造

(1) 材質

受水槽は、水質に影響を及ぼさない材質で、水密性を有するものであること。材質としては、FRP（ガラス繊維強化ポリエステル）や鋼板ステンレス等が主に用いられる。FRP製の水槽は社団法人強化プラスチック協会が定める「FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準」に適合したものを使用する。

(2) 構造

ア 受水槽は、水圧、外圧に対して十分な耐力を有し、管理しやすく水質に悪影響を与えない構造とする。

イ 水槽の上部

(ア) 水溜りができない構造とする。

(イ) 枯葉やごみ等が堆積しない構造とする。

ウ マンホール

(ア) 雨水等が流入しないよう高くすること。

(イ) 蓋はゴムパッキン付の水密性の高いものを使用すること。

(ウ) 施錠できる構造とすること。

エ 排水管

(ア) 完全に排水と清掃ができるものとする。自然排水ができないものは、排水枡を設け、ポンプ排水ができる設備とすること。

(イ) 汚水等が逆流しない構造とすること。

(ウ) 排水口空間を設けること。

オ オーバーフロー管

(ア) 流入水量を十分に排出できる管口径とすること。

(イ) 汚水等が逆流しない構造とすること。

(ウ) 排水口には防虫網を施すこと。

(エ) 排水口空間を設けること。

カ 通気管

(ア) 汚水等が流入しない構造とすること。

(イ) 通気管口は防虫網を施すこと。

3 給水口

(1) 給水口は落とし込みとし、5cm以上の吐出口空間を確保すること。

(2) 給水口（ボールタップ等）は、マンホールの近くに設置し、点検及び補修等ができる位置に設置すること。

(3) ボールタップ及び定水位弁の口径は、メータ口径の1ランク小さい口径とし、2か所補給の場合は2ランク小さい口径とすること。ただし、メータ口径13mm及び20mmについては同口径を認める。

配水管口径が50mmで取出管口径40mm（集合住宅のみ許可）については、ボールタップ及び定水位弁は、2ランク小さい口径とし、2か所補給のときは、3ランク小さい口径とすること。

4 直結給水栓の設置

揚水（給水）ポンプの故障、停電等により受水槽給水が不可能となった場合のため、メータと受水槽との間の給水管から分岐し直結による給水栓を設置すること。

5 受水槽の有効容量

(1) 集合住宅の受水槽有効容量

受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の1/2を標準とし、次の計算式により決定する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、最大で計画一日使用水量と同容量、最小で計画一日使用水量の1/4の容量とすることができる。

ア 世帯向きの集合住宅

1戸当りの計画一日使用水量 0.8 m^3 とする。

集合住宅全体の計画一日使用水量

$0.8\text{ m}^3 \times \text{戸数} \times 1/2$

【例】世帯向きの集合住宅10戸の場合の受水槽有効容量

$0.8\text{ m}^3 \times 10\text{戸} \times 1/2 = 4.0\text{ m}^3$

イ 単身向き（1LDK）の集合住宅

1戸当りの計画一日使用水量 0.2 m^3 とする。

集合住宅全体の計画一日使用水量

$0.2\text{ m}^3 \times \text{戸数} \times 1/2$

【例】単身者向き（1LDK）の集合住宅10戸の場合の受水槽有効容量

$0.2\text{ m}^3 \times 10\text{戸} \times 1/2 = 1.0\text{ m}^3$

(2) その他、飲食店、工場等の受水槽有効容量

受水槽の有効容量は、計画一日最大使用水量の1/2を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、最大で計画一日最大使用水量と同容量、最小で計画一日最大使用水量の1/3の容量とすることができる。

6 受水槽の設置位置

- (1) 受水槽は、地上あるいは床上に設置すること。ただし、建築構造上、地下に設置する場合は、床上に露出する構造とすること。
- (2) 設置位置は、保守点検、清掃、修理等に支障のない空間を確保すること。
- (3) 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
- (4) し尿浄化槽、汚水層、汚物置場等に近接していないこと。
- (5) 溜まり水、湧水等がないこと。

7 受水槽の維持管理

(1) 貯水槽水道

貯水槽水道とは、水道事業者から供給された水を一旦、受水槽に貯め、ポンプや高架水槽により水圧をかけて、各給水栓等に供給する設備をいう。ただし、防火水槽等の飲料用でないものは除く。

ア 簡易専用水道

貯水槽水道のうち、受水槽等の有効容量が 10 m^3 を超えるもの。

イ 小規模貯水槽水道

貯水槽水道のうち、受水槽等の有効容量が 10 m^3 以下のもの。

(2) 簡易専用水道設置者の責務

ア 施設の適正な管理（法第34条の2第1項）

簡易専用水道設置者は、その水道利用者が安全に利用できる水の供給するため、厚生労働省で定める基準に従い、管理しなければならない。

なお、厚生労働省で定める基準とは、次に掲げるものである。

(ア) 水槽の掃除を一年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(イ) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため、必要な措置を講ずること。

(ウ) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて、検査を行なうこと。

(エ) 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

イ 法定検査の受検（法第34条の2第2項）

簡易専用水道設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

※参考

簡易専用水道の検査は、当該施設の設置場所において、次のような検査を行う。

① 簡易専用水道に係わる施設の外觀検査

水槽、その他当該簡易専用水道に係わる施設（水槽本体、水槽内部、マンホール、オーバーフロー管、通気管、水抜管、給水管）に汚水等の衛生上有害なものが混入する恐れのある有無。水槽及びその周辺の清潔の保持について。水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常なもの有無。

② 給水栓における水質検査

給水栓において臭気、味、色に関する検査。（色度、濁度、残留塩素の測定）

③ 書類の整理等（管理状況）に関する検査

簡易専用水道の管理について、下記の書類が適切に整理保存されているか。

- ・簡易専用水道の設備の配置及び系統図面
- ・受水槽周囲の構造物の配置図面
- ・受水槽の清掃記録
- ・その他受水槽の点検記録（保守点検）
- ・給水栓における水質管理記録

④ その他（聞き取り調査）

竣工年月日、利用者人数（人・世帯）、使用水量（ m^3 /月）、塩素注入機の有無、防腐剤使用の有無等。

(3) 小規模貯水槽水道の管理

小規模貯水槽水道の設置者は、当該簡易専用水道と同様の管理及び検査を行うよう努めなければならない。（給水条例第38条第2項）

VI 受水槽以下設備における他水混合実施条件

上水以外をろ過システム等により浄水処理した水を受水槽へ流入させて、上水道と混合して給水する方法（以下「他水混合給水」という。）については、下記条件を満たさなければならない。

（指導の趣旨）

水道事業者には、配水管の分岐から受水槽への吐水口までを給水装置とし、その間における適正な水質保全等についての責務がある。飲用に設置した受水槽において、上水に地下水等の他水を混合することは、水質の管理が困難であり、衛生上好ましくないため、水槽以降で他水との混合を行わず、上水のみを使用することが原則である。ただし、他水混合給水によって配水管への逆流が生じないこと等、「給水装置の構造及び材質の基準」（施行令第5条）に適合しているか否かについて適正に管理が行われ、衛生上問題がなく、他水混合実施条件を満たす場合はこの限りでない。

1 実施条件

(1) 他水混合を検討できるもの

ア 飲用の場合で、専用水道又は建築物衛生法の適用を受け、当組合との事前協議がされたもの。

イ その他、適正な管理が行われるもので、当組合との事前協議がされたもの。

※ 建築物衛生法が適用される建築物の場合、飲用以外の生活用水にも水道水質基準への適合、雑用水にも残留塩素濃度0.1mg/1以上の保持が要求される。

(2) 計画使用水量の決定

他水混合における上水道の使用水量は、メータの口径を基に、表-18により適正流量範囲内とし、使用状況を考慮して当組合との協議により決定すること。

(3) 手続き

ア 他水混合給水を行おうとする者は他水混合給水計画協議書（様式第1号）に必要書類を添付し事前に協議しなければならない。

イ 当組合は提出された協議書及び現場状況等を本基準に基づき照査し、その可否について判断し、回答書（様式第2号）を通知するものとする。

ウ 給水契約者（使用者）は回答書の内容を熟知し必要な給水装置工事の申込みをしなければならない。

2 指導事項

(1) 上水が管内に長期間滞留することによる水質劣化を防止するため、一日で給水装置内の水が入れ替る一定量の水量を使用することとし、残留塩素濃度が0.1mg/1を下回る上水を受水槽へ流入してはならない。

(2) 上水の残留塩素濃度は一定でないため受水槽以降において濃度調整ができる設備を備えなければならない。

(3) 水道水を汚染する危険性が多大であるため、専用水道、工業用水等の水管、その他の設備との直接接続は、一時的であっても絶対してはならない。

また、当該給水装置以外の水管、その他の設備が近接する場合には、外見上識別できるよう表示すること。

(4) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置については、装置内が不圧になった場合に、貯留水等が逆流する恐れがあるため、それらと十分な吐水口空間を保持し、または有効な逆流防止装置を具備するなど、逆流防止の措置をとらなければならない。

(5) 受水槽の構造及び維持管理に関しては、「給水装置工事施行基準 V受水槽の構造及び維持管理」により適正な維持管理に努め、オーバーフロー管は上水と他水の合計流入量を十分排出できる口径とし、他水混合施設の給水開始前に完了検査を受けること。なお、検査時にオーバーフロー管から上水道の流入口との空間寸法が計測できること。計測が困難な場合は、空間寸法の解る写真を提出すること。

(6) 計画使用水量を下回って受水槽へ流入させる場合は、給水管の延長距離並びに配水管及び周辺の給水状況を考慮したうえで、給水管内の滞留水を排出できる措置を講ずること。

(7) 地下水の枯渇、水質悪化等により、上水を増量しなければならない事態（表-18による適正流量範囲を超える場合）が発生した場合は増径改造を行うこと。

- (8) 他水の水質悪化や設備のメンテナンス等のため上水道の使用量を大幅に増加する場合は、配水管の流速及び水圧等が変動し周囲への影響を及ぼす恐れがあるため、事前に申し出て組合の指示に従うこと。
- (9) 他水混合に関する誓約書（様式第3号）を提出すること。
- (10) 混合水を所有者以外の者が使用する場合は、当該施設が上水道と地下水等の他水を混合して給水していることを利用者に周知すること。

表-18 メータ口径選定基準表

(公社) 日本水道協会「水道メーターの選び方 2014 抜粋」

形式 名称	口径 (mm)	適正使用 流量範囲 (m ³ /時) ※1	1日当たりの 使用量 (m ³ /日) ※2			一時的使用の 許容流量 (m ³ /時)		月間 使用量 (m ³ /月) ※3
			1日使用 時間の合計 5時間	1日使用 時間の合計 10時間	1日 24時間	1時間/日 以内使用	10分/日 以内使用	
接線流 羽根車式	13	0.1~1.0	4.5	7	12	1.5	2.5	100
	20	0.2~1.6	7	12	20	2.5	4.0	170
	25	0.23~2.5	11	18	30	4.0	6.3	260
	30	0.4~4.0	18	30	50	6.0	10.0	420
	40	0.5~4.0	18	30	50	6.0	10.0	420
たて型 軸流 羽根車式	40	0.4~6.5	28	44	80	9.0	16.0	700
	50	1.25~17.0	87	140	250	30.0	50.0	2,600
	75	2.5~27.5	138	218	390	47.0	78.0	4,100
	100	4.0~44.0	218	345	620	74.5	125.0	6,600

※1 適正使用流量範囲とは、メータの経年劣化を考慮した標準的な流量範囲のことである。

※2 一般的な使用状況から適正使用流量範囲内での流量変動を考慮して定めたものである。

- ・ 1日使用時間の合計が5時間のとき・・・一般住宅等の標準的使用時間
- ・ 1日使用時間の合計が10時間のとき・・・会社（工場）等の標準的使用時間
- ・ 1日24時間使用のとき・・・病院等昼夜稼働の事業所の使用時間

※3 計量法に基づく耐久試験（加速試験）とメータの耐久性が使用流量の二乗にほぼ反比例することから定められた、1か月当たりの使用量をいう。

Ⅶ 水の安全対策

- 1 当該給水装置以外の水管、その他の設備との接続（クロスコネクション）の禁止
水道水を汚染する危険性が多大であるため、専用水道、工業用水等の水管、その他の設備と直接接続は、一時的であっても絶対にしてはならない。
また、当該給水装置以外の水管、その他の設備が近接する場合には、外見上識別できるように表示すること。
- 2 ポンプの直接接続禁止
配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプは、他の需要者の水使用の障害となるため、直接接続はしてはならない。
- 3 水槽、プール、流し、その他水をいれ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置
これらの給水装置については、装置内が不圧になった場合に、貯留水等が逆流する恐れがあるため、それらと吐出空間を保持し、又は、逆流防止装置を具備するなど、逆流防止の措置をとらなければならない。
- 4 有機溶剤、鉱油類等の浸透する恐れがある場所に設置されている給水装置
有機溶剤、鉱油類等が浸透する恐れがある場所に設置されている給水装置は、それらに対し耐食性を有する材質のもの又は、防食材で被覆する等、適切に防護のための措置を講ずること。

Ⅷ 申込手続き及び審査・検査

1 給水装置工事の申込み

- (1) 給水装置工事の申込みは次の書類を提出すること。なお、設計審査、書類審査、道路占用許可申請に要する時間等を考慮し、余裕をもって申込みこと。

表-19 給水装置工事申込申請書類

必要書類	新設	改造				先行
		宅内のみ、口径変更	保管証使用	撤去	臨時	
給水装置工事申込書	○	○	○	○	○	—
先行取出し工事申込書	—	—	—	—	—	○
建築確認済証	○	○ 既設家屋で水道使用中の場合は不要	○ 既設家屋で水道使用中の場合は不要	—	—	—
給水装置工事設計審査申請書	○	○	○	○	○	○
水道メータ出庫願	○	—	○	—	—	—
給水装置使用開始届	○	○ 開栓中であれば不要	○	—	○	—
占用物確認表	公道掘削工事がある場合					
道路占用許可申請書 (その他位置図、施工図、工事工程表他)	公道掘削工事がある場合					
道路使用許可申請書 (その他位置図、交通対策図、工事工程表他)	公道掘削工事がある場合					
集合住宅等における検針方式希望書	集合住宅の場合			—	—	—
集合住宅等における親メータ検針方式誓約書	親メータ検針方式の場合			—	—	—
集合住宅等における親メータ検針戸数割方式誓約書	親メータ検針戸数割方式の場合			—	—	—
各戸メータ設置申請及び設置条件契約書 (受水槽給水用)	集中検針方式又は普通検針方式の場合			—	—	—
集合住宅施錠装置の解除方法届出書	集合住宅において親メータ検針を除くオートロック式の場合			—	—	—
貯水槽水道施設調査票 (その他受水槽仕様書)	受水槽を設置する場合			—	—	—
管理人選任届	受水槽設置の場合は必要			—	—	—
3階直結直圧給水回答書の写し	3階直結直圧給水の場合			—	—	—
3階直結直圧給水に関する誓約書	3階直結直圧給水の場合			—	—	—
土地使用承諾書 (借地契約書の写し)	給水装置を他人の土地に設置する場合 (複数)					
配水管新設工事申請書	配水管がない場合若しくは給水に対応する配水管口径がない場合					
配水管承認工事申請書	開発区域内の道路に配水管の布設が必要な場合等					
開発行為許可書の写し	開発行為に伴い配水管又は給水管布設を申込み場合					
給水装置工事変更取消届	当初給水申込みに対し変更、取消が生じた場合					
その他必要書類	申請内容により当組合より提出を求められたもの ・誓約書 (メータ口径)、誓約書 (受水槽設置)					

(2) メータを設置する時（開始する時）は次の書類を提出しなければならない。

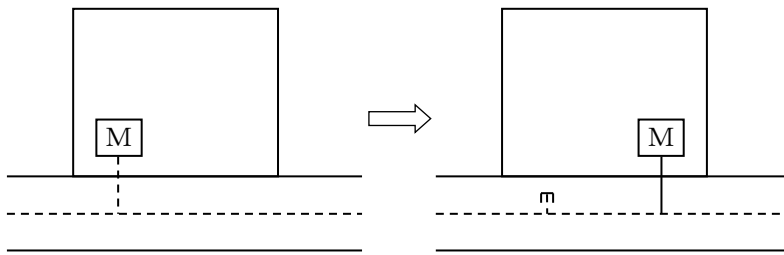
- ア 水道メータ出庫願
 - ※ 口径変更等によるメータ設置の場合は、不要となる。
- イ 給水装置使用開始届
- ウ その他必要書類

(3) 工事が完了した時は、次の書類を提出しなければならない。

- ア 工事検査申請書 1部（当組合用）
- イ 工事写真帳 道路占用の工事完了届用 1部（道路管理者提出用）
工事検査申請書用 1部（当組合用）
- ウ その他必要書類

(4) 改造申込みのパターン別申請方法例

ア 同敷地内の取出変更の場合



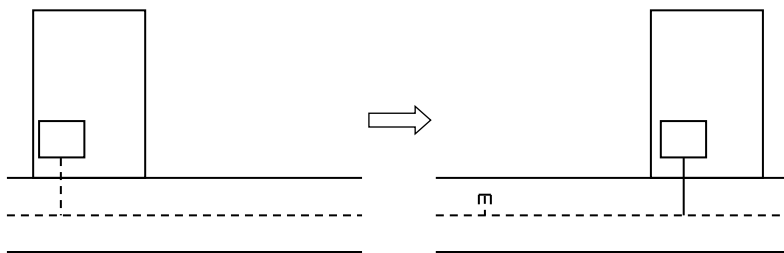
○申請方法

改造申込み(取出変更)～1部

※口径変更を伴う場合は工事種類が取出変更ではなく口径変更となる。

○既設給水管は本管分岐部まで撤去すること。

イ 別の敷地へ移動する場合



○申請方法

改造申込み(撤去)～1部

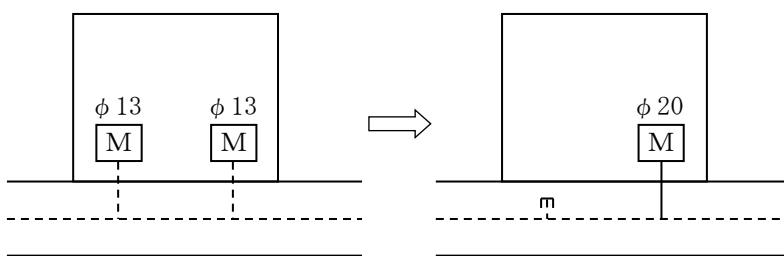
改造申込み(移動)～1部

※口径変更を伴う場合は工事種類が移動ではなく口径変更となる。

○同時申込みができない場合は、当組合と協議のうえ申請方法を決定すること。

○既設給水管は本管分岐部まで撤去すること。

ウ 同敷地に2個のメータがあり、それぞれが別の取出しの場合の口径変更（統合）



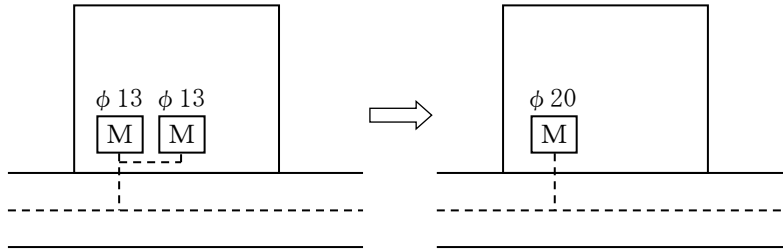
○申請方法

改造申込み(撤去)～1部

改造申込み(口径変更)～1部

○既設給水管は本管分岐部まで撤去すること。

エ 同敷地に2個のメータがあり、1つの取出しで宅内で分岐している場合の口径変更（統合）



○申請方法
改造申込み(口径変更)～1部
○宅内の給水管分岐部を撤去すること。

2 給水負担金（給水条例第22条）

給水負担金は、給水装置工事申込書等の書類審査承認後、申込者に請求する。

(1) 新規申込み

表-20の額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

表-20 給水負担金

メータ口径	給水負担金（税抜き）
13mm	100,000円
20mm	188,000円
25mm	301,000円
40mm	822,000円
50mm	1,322,000円
75mm	3,162,000円
100mm以上	その都度管理者が定める額

(2) 口径変更（給水条例第22条第3項、量水器口径変更取扱要綱第2条、第4条）

ア 増径

メータを増径する場合は、既存メータと新しく設置しようとするメータとの給水負担金の差額を申込者に請求する。

例 既存メータ13mmを20mmに増径する場合

13mm	100,000円
20mm	188,000円
不足額	88,000円

イ 減径

メータを減径する場合は、特に給水負担金は必要ないが、その差額（余剰金）の権利は消滅し、還付しないものとする。なお、消滅した権利は以後復活できないものとする。

ウ 統合

複数のメータを統合する場合は、既存メータと新しく設置しようとするメータとの給水負担金の差額が不足する時は、それを申込者に請求し、余剰金のある時は、その権利は消滅し、還付しないものとする。なお、消滅した権利は以後復活できないものとする。

例1 既存メータ13mm3個を40mm1個に統合する場合

13mm 3個	300,000円（100,000円×3個）
40mm 1個	822,000円
不足額	522,000円

例2 既存メータ13mm2個を20mm1個に統合する場合

13mm 2個	200,000円（100,000円×2個）
20mm 1個	188,000円
余剰金	12,000円（還付しない）

エ 分割

メータを分割する場合は、既存メータと新しく設置しようとするメータとの給水負担金の差額が不足する時は、それを申込者に請求し、余剰金のある時は、その権利は消滅し、還付しないものとする。ただし、分割しても使用しないメータは、その権利は消滅するものとし、還付しないものとする。なお、消滅した権利は以後復活できないものとする。

例1 既存メータ20mm1個を13mm2個に分割する場合

20mm	1個	188,000円
13mm	2個	200,000円(100,000円×2個)
不足額		12,000円

例2 既存メータ25mm1個を13mm3個に分割する場合

25mm	1個	301,000円
13mm	3個	300,000円(100,000円×3個)
余剰金		1,000円(還付しない)

例3 既存メータ25mm1個を13mm3個に分割するが、そのうち13mm1個は使用しない場合

25mm	1個	301,000円
13mm	2個	200,000円(100,000円×2個)
余剰金		101,000円(還付しない)

※使用しない13mm1個含む。

(3) 既存メータ30mmの取扱い

30mmの給水負担金は、表-21に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

表-21 30mmの給水負担金

メータ口径	給水負担金(税抜き)
30mm	450,000円

3 設計審査手数料及び工事検査手数料(給水条例第31条)

設計審査手数料及び工事検査手数料は、給水装置工事申込書等の書類審査承認後、申込みした指定工事業者に表-22の額を請求する。

表-22 設計審査手数料及び工事検査手数料

手数料の種類		手数料の額(非課税)	
設計審査手数料	1件	2,200円	ただし、3階直結直圧給水方式は、申込み戸数につき1,000円を加算した額とする。(1階、2階、共用栓を含む。)
工事検査手数料	1件	2,300円	ただし、受水槽検査を有するときは、1槽あたり1,000円を加算した額とする。

※ 改造申込み(撤去及び普通検針方式への変更)は工事検査手数料のみ請求する。

4 設計審査

給水装置工事の申込みを受理したときは、施行基準等に基づき、書類審査を行うものとする。

- (1) 指定工事業者が給水装置工事を施行する場合は、予め管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。(給水条例第7条第2項)
- (2) 設計審査に合格しない場合は、必要書類を添付する等して、再審査を受けなければならない。
- (3) 設計審査決裁後、承認として設計審査申請書に承認印を押印する。

なお、承認通知は、承認印押印済の設計審査申請書の写しと設計審査及び工事検査手数料の納入通知書を指定工事業者へ交付し、これをもって通知とする。また、申請者に対し、給水負担金の納入通知書を交付する。

5 工事検査

工事検査には、指定工事業者（主任技術者）が行う検査と当組合が行う検査とがある。

(1) 指定工事業者（主任技術者）が行う検査

ア 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。

イ 構造、材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。（水の汚染、破壊、侵食、逆流、凍結防止等対策）

ウ メータ及び止水栓等

（ア）逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。

（イ）検針及び取り替え等に支障がないこと。

（ウ）止水栓の操作に支障がないこと。

（エ）所定の深さが確保されていること。

（オ）ボックス類は傾きがなく設置基準に適合していること。

（カ）メータと止水栓の接続部がボックスの中心にあること。

エ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。

オ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。

カ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な処置がなされていること。

キ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保等がなされていること。

ク クロスコネクションがなされていないこと。

ケ 吐水口空間の測定吐水口の越流面等との位置関係が適正であること。

コ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メータ経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態が適正であること。

サ 一定の水圧による耐圧試験で漏水及び抜けその他の異常がないこと。

シ 残留塩素の確認を行うこと。（当組合が立会い時にも測定する。）

(2) 分岐工事の立会検査

配水支管からの分岐工事は、3日前までに当組合に連絡し、当組合が立会いする。

ア 分岐工事によりメータボックスを設置する場合は、設計審査により承認された位置に設置されていること。設置位置が変更となる場合は、再度当組合の承認を得なければならない。

イ 分岐工事完了後は、濁り水発生防止のため、急激な開閉はしないこと。また、十分な洗管を行うこと。

ウ 残留塩素濃度は、当組合が立会い時に測定する。

エ 分岐工事は、次の条件が満たされていること。

（ア）設計審査手数料及び工事検査手数料が納入済みであること。

（イ）給水負担金が納入済みであること。

（ウ）道路占用許可申請及び道路使用許可申請が許可済みであること。

オ 道路を掘削する時は、道路占用許可書及び道路使用許可書の条件を厳守するとともに、必ず許可書又は、その写しを携帯すること。

(3) 完了検査

ア 水圧試験

（ア）水圧試験は指定工事業者が行い、写真を撮ること。

（イ）試験水圧は1.75MPaとし、1分間保持し水圧低下しないことを確認すること。

イ 道路復旧の状態

（ア）道路占用許可書の条件等に基づき、適正に復旧されていること。

（イ）既設舗装との段差がないこと。

（ウ）凸凹がないこと。

ウ メータ及び止水栓の設置状況と宅内給水管の配管状況

（ア）メータ及び止水栓並びにメータボックスは、適正に設置されていること。

（イ）施行基準及び設計審査申請書等に基づき、適正に配管されていること。

エ 集合住宅等の検査（立会検査）

（ア）部屋ごとに適正にメータが設置されていること。

（イ）給水装置使用開始届等に記載されているメータ番号と部屋番号が、確実であること。また、立会検査前までに、各部屋番号がわかるようプラスチックプレートを検針及び各戸メータ取替に支障がない位置に設置すること。

（ウ）止水栓等が当組合指定のものであること。

（エ）直結直圧方式の集合住宅等は、給水主管に当組合指定の仕切弁が設置されていること。

オ 受水槽の検査（立会検査）

（ア）施行基準及び設計審査申請書等に基づき、適正な構造のものが設置されていること。

（イ）ボールタップ及び定水位弁の口径は、適正なものが設置されていること。

カ その他検査

（ア）クロスコネクション等の危険な配管がされていないこと。

（イ）その他適正な工事が施工されていること。

(4) 完了検査不合格の場合

ア 検査不合格の時は、当組合の指示を受けるとともに、速やかに原因箇所の手直し等を行い、再度当組合の完了検査を受けなければならない。

イ 給水装置の構造及び材質が、施行令第5条に定める基準に適合していない場合は、給水契約を拒み、又は給水装置をその基準に適合させるまでの間、給水を停止する。

ウ 道路管理者等から補修命令等がある場合は、当組合の完了検査に合格していても、それに従わなければならない。

(5) 完了検査合格の場合

検査に合格の時は、設計審査申請書の下欄に設計どおり施工されたことを確認した旨を、記入し押印する。

なお、公道部分の給水管の維持管理については、完了検査合格の日をもって、申込者から管理者へ移るものとする。

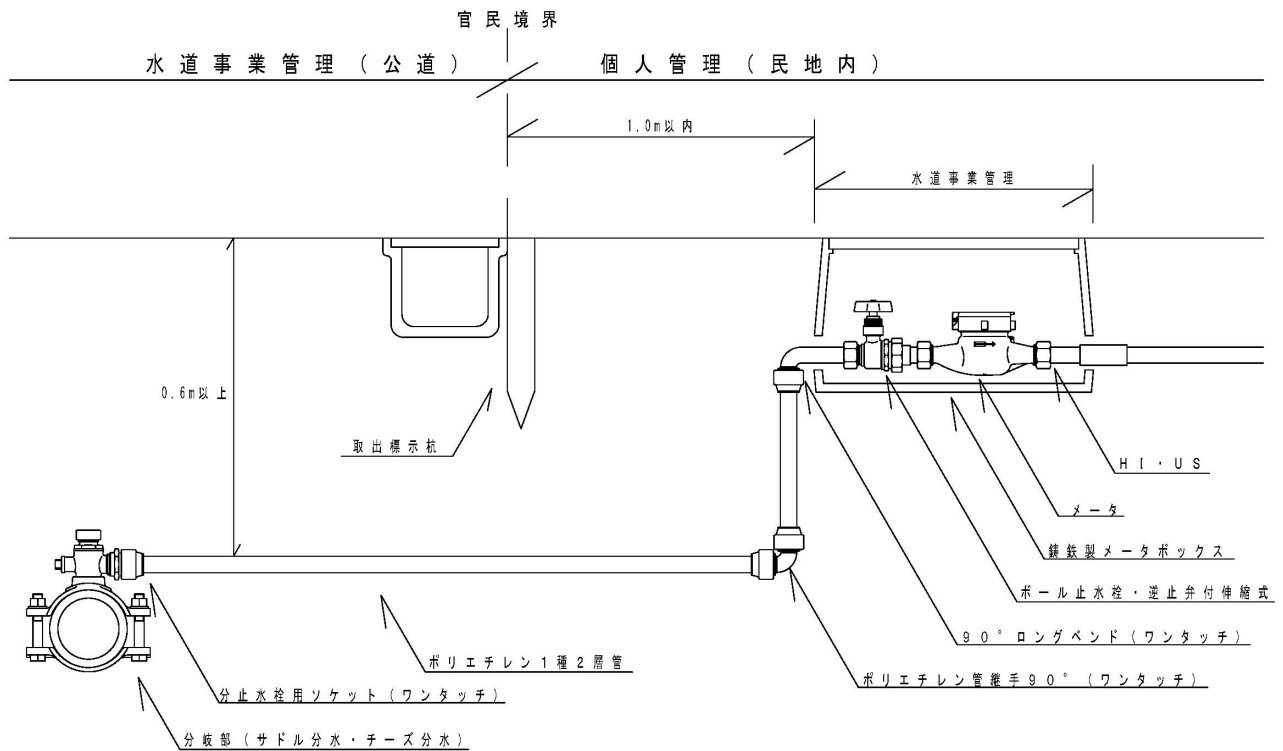
IX 給水装置の管理区分

管理者が維持管理する給水装置の区分は、配水管から分岐し官民境界までの間及びメータボックス内とし、次の図の例とする。(給水規則第23条)

公道部分の給水管は、当組合が維持管理するものとする。これについては、給水装置工事申込書により事前に承諾していただくものである。

メータボックス内の給水装置の管理は、当組合において維持管理を行うが、メータボックスは個人管理とする。ただし、メータバイパスユニット本体については当組合が維持管理を行うものとする。

図-4 標準配管図 (φ13～φ25)



※別添「メータ・止水栓設置標準仕様図」参照

X 3階直結直圧給水

1 3階直結直圧給水の目的

この基準は、小規模受水槽を設置することなく配水管の水圧を有効利用することにより、中高層建築物への直圧給水を図るため、3階建て建築物に直圧給水を実施する場合の取扱いを定めるものとする。

2 事前調査及び協議等

3階直結直圧給水を行おうとする者は、事前に「3階直結直圧給水協議書（別紙様式第1号）」に必要書類を添付して協議の申請をし、当組合による審査を受けなければならない。

(1) 調査

申込者は、設計着手前に本基準に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行うこと。また、協議書作成以前に、申請地における配水管の口径及び設計水圧等、当組合の現地調査に基づいて、事前に把握するものとする。

(2) 手続き

ア 申請者は、当組合に必要書類（位置図、平面図、立体図、水理計算書）を添付した協議書を2部提出する。

イ 当組合は提出された協議書及び現場状況等を本基準に基づき照査し、その可否について判断し、回答書（別紙様式第2号及び第3号）にて申請者宛に通知するものとする。

3 実施条件

(1) 対象建物

対象建物は3階建て建築物（給水装置の最上部が7.5m以下の建物）とし、種別は次のとおりである。

ア 一戸建て専用住宅

イ 一戸建て小規模店舗付き住宅

ウ 集合住宅

エ 事務所ビル、倉庫等

オ ウとエの併用ビル

カ その他、当組合が認めたもの。ただし、建築物の階数が3階を超える場合でも、給水設備を4階以上に設けない場合は、対象とすることができる。

※ 飲食店、病院、ホテルなど断減水時に著しく影響を受ける用途の建物や薬品を取扱う工場など逆流による汚染が懸念されるケース、或いは一時的に大量な水使用を行うもの、仮設の物件については、直圧給水の対象とせず、従来どおり受水槽方式とする。

(2) メータ口径

メータ口径は20mm以上50mm以下とする。ただし、集合住宅等の場合、1階及び2階のメータは13mmでもよいものとする。

(3) 検針及び徴収方式

各戸について検針し徴収する方式（ただし、1階部分に全てのメータを設置する場合に限る。）とする。

4 給水装置の構造

(1) 給水装置の配管形態

ア 受水槽方式（防火用及び空調用受水槽等は除く。）との併用は認めない。

イ 集合住宅、事務所ビル及び併用ビル等の配管では、立ち上がり管の最上部に必ず小型空気弁を設置しなければならない。また、3階部分の万が一の出水不良に対応するため、1階部分には必ず水栓を設置すること。ただし、共用水栓を兼ねることができるものとする。

(2) 給水装置用材料

ア 給水装置用材料については、施行基準に基づき選定したうえ、設計、施工すること。

イ 3階直圧給水の場合、圧力損失が大きくなるため、給水器具や材料の選定、給水管口径の決定には圧力損失に十分配慮すること。

(3) 止水栓の設置と当組合メータ前後の形態

3階直圧の給水装置には、必ず止水栓を設置しなければならない。その設置形態等については、下記のとおりとする。

ア メータ等の維持管理を容易にするため、当組合メータの下流に止水栓を設置する。止水栓は当組合指定のものとする。

イ 止水栓の設置は、別途止水栓ボックスを設け、その中に収納する。止水栓ボックスは、当組合指定のものとする。

ウ 止水栓は所有者の管理とし、修理等の維持管理費用は所有者負担とする。

5 受水槽方式からの改造

受水槽方式から3階直結直圧給水に改造する場合は、施行基準に適合するよう施行する。ただし、建物の構造等により上記の基準による改造が困難な場合は、特例として次の各項に従い取扱う。

なお、現在飲料用に供されている設備のみを対象とする。

(1) 事前調査

既設設備の改造にあたり、やむを得ず既設配管を再使用する場合は、使用材料や給水管の口径等3階直結直圧給水について十分に調査を行い、当組合の確認を受けることとする。

なお、「3階直結直圧給水協議書」に改造（既設配管再使用）と明記すること。

(2) 使用材料

ア 再使用できる材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）に基づく基準適合品若しくはこれと同等品以上とみなされるものであること。ただし、漏水や赤水が発生する恐れがあるものについては、再使用することができない。

イ 湯沸し器等の給水器具類は日本水道協会の検査合格品（検査証印貼付品）等の基準適合品として、それ以外は再使用を禁止する。

(3) 集中検針方式からの改造

ア 私設各戸メータが検定有効期限を迎える1か月前までに施工を完了させなければならない。

イ 各部屋番号がわかるようプラスチックプレートを検針及び各戸メータ取替に支障がない位置に設置すること。

ウ 「集合住宅等の検針、徴収事務に関する協定書」又は「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」は解除すること。

エ 集合住宅のメータ設置位置は、改造に限りパイプシャフト内に設置してもよいものとする。

オ 3階部分のメータの口径は、当組合との協議により決定するものとする。

カ 親メータは撤去すること。

(4) 親メータ検針方式及び親メータ検針戸数割方式からの改造

ア 所有者において各戸の使用者への検針・徴収に関する説明を行い、給水装置開始届に必要事項を記入し提出すること。

イ 集合住宅の3階直結直圧給水の検針及び料金徴収方法については、各戸検針方式で1階部分に全てのメータを設置する場合に限るとしているが、改造に限り特例としてパイプシャフト内にメータを設置してもよいものとする。ただし、当組合指定の止水栓を設置し、メータには凍結防止カバーを設置すること。

ウ 各部屋番号がわかるようプラスチックプレートを検針及び各戸メータ取替に支障がない位置に設置すること。

エ 3階部分のメータの口径は、当組合との協議により決定するものとする。

オ 給水負担金は、設置する各戸のメータ口径に応じて差額を負担する。ただし、余剰金が発生した場合は、これを返金しない。

カ 親メータは撤去すること。

キ 検針・徴収の切り替えは、各戸に当組合貸与の直読平型各戸メータを設置したのち、当組合立会いのもと親メータを撤去した時とする。

6 水理計算等

(1) 配水管最小動水圧と設計水圧

配水管最小動水圧とは、申請地に近接した下流側の配水管等において、24時間用の自記録水圧計により測定した最低値に補正係数0.9を乗じた数値とし、表-23と照合し可否を判断すること。また、この配水管最小動水圧を設計水圧とする。

表-23 配水管最小動水圧による設計水圧

配水管最小動水圧 対象建物	0.20MPa未満	0.20MPa以上 0.25MPa未満	0.25MPa以上
一戸建て専用住宅	×	○	○
一戸建て小規模店舗付き住宅	×	○	○
集合住宅	×	×	○
事務所ビル・倉庫等	×	○	○
併用ビル	×	×	○

(2) 設計水量及び給水管口径

設計水量は、計画瞬時最大水量とする。この際、使用形態等を考慮しながら実態に応じた水量算定を行うものとする。

なお、給水管口径は、計画瞬時最大水量時において、管内流速2m/secを越えてはならない。

(3) 水理計算

実施条件等に合致した対象物件の直圧給水可否は、水理計算に基づき決定する。

ア 損失水頭の計算に必要な諸条件の設定及び計算例は、原則として施行基準による。

イ 申請者は、損失水頭の計算上不明な点がある場合、当組合と協議すること。

ウ 集合住宅の場合は、一般に次の手順により使用条件を決定する。

(ア) 取り付け位置から最も奥の住宅の損失水頭を計算する。

(イ) 最奥の住宅分岐箇所から上流に向かって、分岐箇所ごとに瞬間最大水量を求め、損失水頭を計算する。

(ウ) 総損失水頭と器具必要残圧の和を設計水圧と比較する。

(エ) 一戸建て専用住宅の3階部分に、タンク式水洗便所及び手洗い1か所程度設置のもので設計水圧0.20MPa以上確保可能と認められるものは、水理計算表の添付を省略することができる。

(4) 回答

ア 当組合は、3階直結直圧給水の可否について、回答書（別紙様式第2号又は第3号）にて申請者宛に通知するものとする。

イ 申請者は、3階直結直圧給水が不可能な場合には、口径及び配管形態、給水方式の変更等について、再度、当組合と協議すること。

7 誓約書の提出

3階直結直圧給水が実施可能で、その申込みをする時は、給水装置工事申込書に3階直結直圧給水に関する誓約書（別紙様式第4号）を添付のうえ申込むこと。

8 その他

この施行基準に定めのない事項は、その都度、当組合と協議して決定するものとする。

XI 二世帯住宅の給水装置工事

1 目的

この基準は、当組合より給水している二世帯住宅の給水装置工事の取扱いについて定め、適正な運用を目的とする。

2 世帯

世帯とは、「実際に同一の住宅で起居し、生計を同じくするものの集団」を法律上一个の単位として処理する場合にいう。世帯は、複数の親族からなることが多いが、親族以外のものであっても、実際に同一の住居で起居し、生計を同じくしている限り、同一の世帯に属する。また、一人であっても独立した住居と生計を営んでいる場合には、別世帯として扱われる（独居世帯）。

なお、同じ住居で生活していても、生計を別にしてしている場合は、別世帯として扱われる（二世帯住宅等）。

3 二世帯住宅の判断

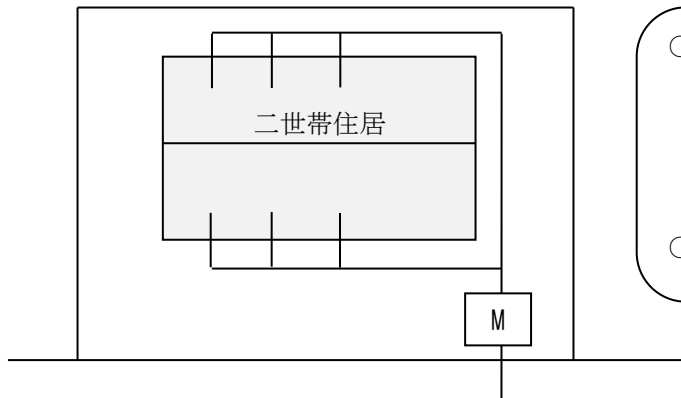
世帯や世帯主の法律上の定義が厳密でないため、二世帯住宅の判断ができない場合も多くあることから二世帯住宅であるかどうかの判断基準を次のとおりとする。

- (1) 生計を別にしてしていること。
- (2) 台所、風呂、トイレ等、生活するうえで必要な水道施設がそれぞれの世帯にあること。
- (3) それぞれの世帯の給水管が繋がっていないこと。

4 施工方法

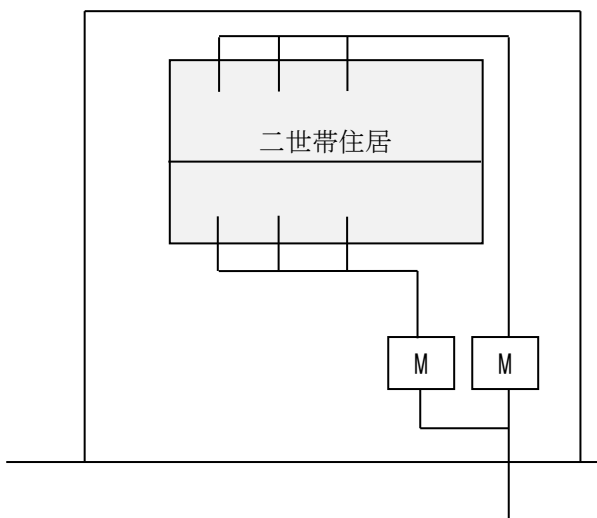
(1) 1棟に二世帯が居住する場合

図-5 メータ1個とする場合



- 給水管及びメータ口径は、給水栓の吐出量及び数量、同時使用率等を考慮し決定するが、現実的に家族数の多い場合や将来的に家族数が増えることを考慮し、メータ口径φ20を推奨する。
- 親メータ戸数割計算（A2）は適用しない。

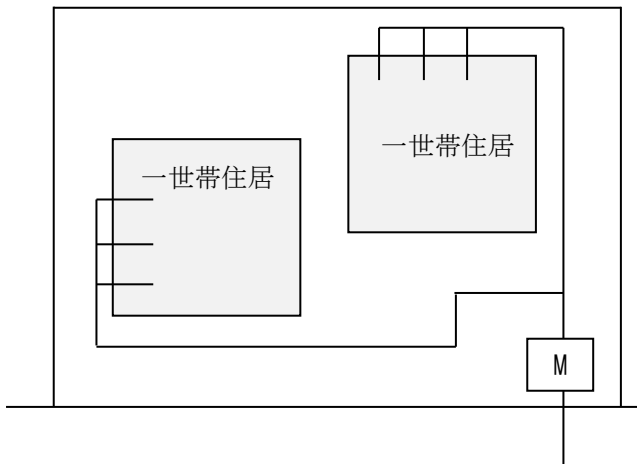
図-6 メータ2個とする場合



- 給水管は、2か所とし、φ25とする。
- 世帯ごとの給水管は別々とし繋がっていないこと。
- 改造申込みで、既設給水管口径がφ20以下の場合、φ25にて取出替工事を施工すること。

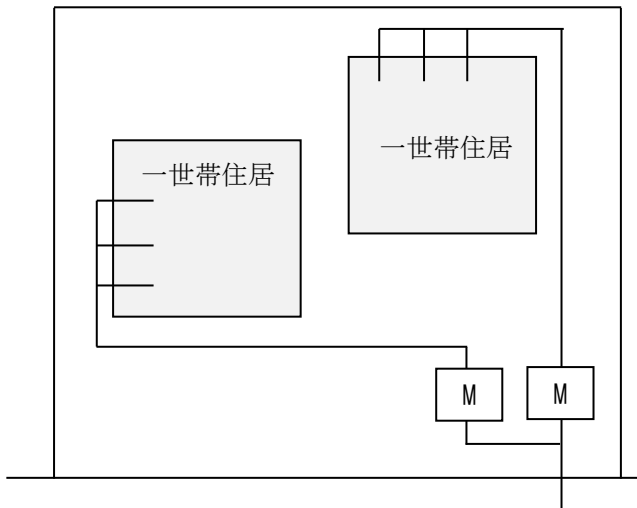
(2) それぞれの世帯が居住する場合

図-7 メータ1個とする場合



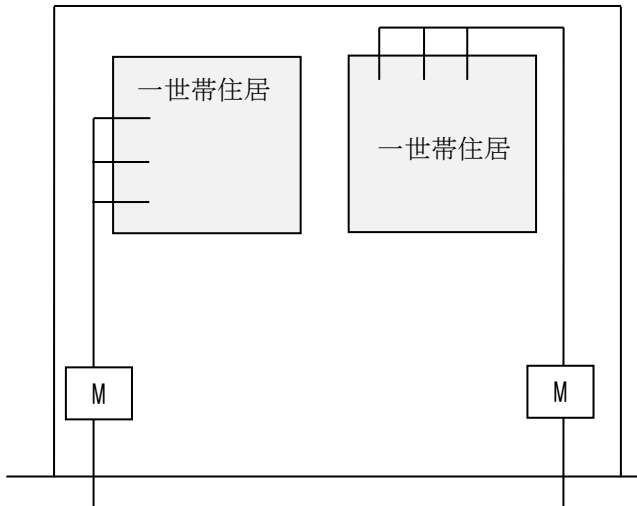
- 給水管及びメータ口径は、給水栓の吐出量及び数量、同時使用率等を考慮して決定するが、台所、風呂、トイレ等が世帯ごとにあるため、φ20 となり得る。
- 親メータ戸数割計算 (A2) は適用しない。
- 改造申込みで、既設給水管及びメータ口径がφ20 未満の場合は、φ20 にて取出替工事を施工すること。

図-8 給水管が1か所でメータを2個とする場合



- 給水管は、1か所としφ25 とする。
- それぞれの棟の給水管は、別々とし繋がっていないこと。
- 改造申込みで、既設給水管口径がφ20 以下の場合は、φ25 に取出替工事を施工すること。
- 既に、分筆されている場合は、「図-9 それぞれに取出しメータを2個とする場合」の施工方法としなければならない。
- 将来土地を分筆し、土地所有者等が変更となった場合を考慮し、「図-9 それぞれに取出しメータを2個とする場合」の施工方法を促すとともに、土地所有者等が変更となった場合は、「自費で取出替工事を施工する。」等の誓約書を申込書に添付するものとする。

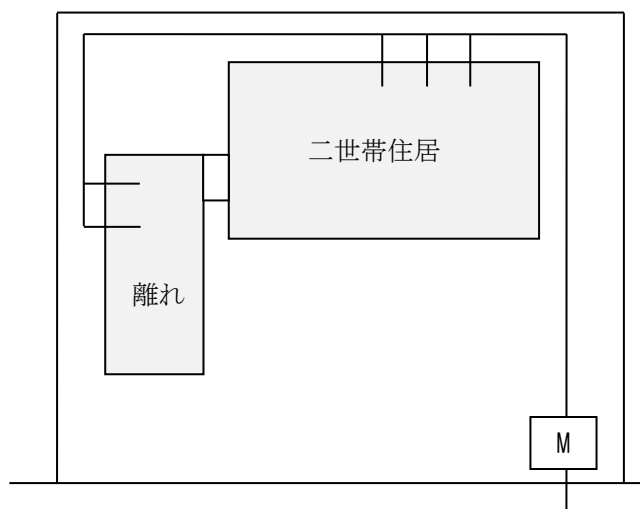
図-9 それぞれに取出しメータを2個とする場合



- それぞれの棟の給水管は、別々とし繋がっていないこと。

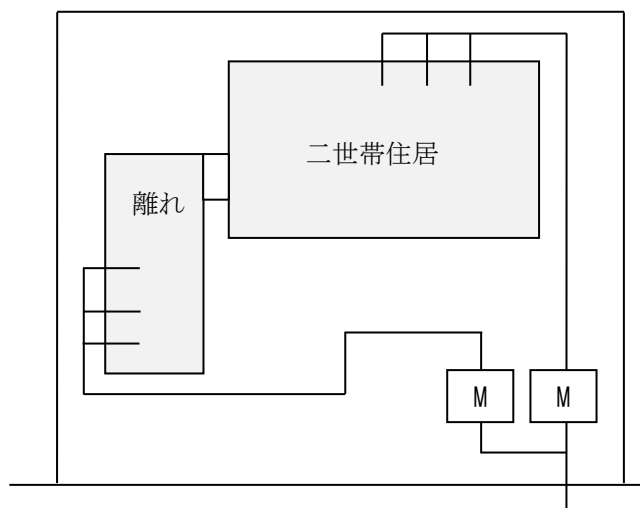
(3) 離れ付きの住宅に二世帯が居住する場合

図-10 メータ1個とする場合



○(2) 図-7と同様とすること。

図-11 給水管が1か所でメータを2個とする場合



○(2) 図-8と同様とすること。

様 式

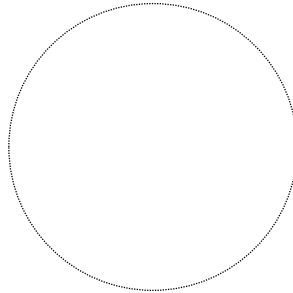
課長	主幹	課長補佐	主査	主任	係

給水負担金	円	消費税及び地方消費税含む
設計審査 工事検査	円	非課税

給水装置工事申込書

丹羽広域事務組合管理者様

年 月 日 申込番号 - 第 号



受付印

下記の工事を下欄確認のうえ丹羽広域事務組合水道事業給水条例第5条の規定に基づき申し込みます。
なお、私（申込者）は、本給水装置工事の手続きに関する一切の業務を下記指定給水装置工事業者に委任します。

申込者 (給水装置所有者)	住所	〒 - - 電話 (- -)
	フリガナ 氏名	※ 記名押印又は署名
使用者番号		-

給水装置場所	名称	
工事種類	1 新設	1 新設 2 新設(先) ※ 以前に先行取出し工事を施工しているもの。 ※ 先行取出し工事の申込書写しを添付 (No.)
	2 改造	1 宅内のみ 2 口径変更 3 移動、保管証使用 4 取出変更 5 臨時給水 6 その他 ()
	3 修繕	1 給水装置修繕 2 その他 ()
	4 撤去	1 給水装置撤去 2 その他 ()
用途	1 一般住宅 (戸 世帯) 2 集合住宅 3 工場 4 店舗 5 公共施設 6 その他	
給水方式	1 直圧給水 2 3階直結直圧給水 3 受水槽 m ³ × 基、高架水槽 m ³ × 基	
メータ口径	口径変更の場合 φ mm (φ mm × 個 ⇒ φ mm × 個) 専用栓 個 共用栓 個	
備考		
土地所有者	1 申込者と同じ 2 申込者が土地所有者でない場合は、右面承諾書に記入すること。	
建物所有者	1 申込者と同じ 2 申込者が建物所有者でない場合は、右面承諾書に記入すること。	

給水装置誓約書

貴組合へ給水装置工事の申込みをするにあたり、下記事項について一切異議申立てしないことを誓約します。また、給水装置を第三者に譲渡又は、貸与するときは、当該第三者に本誓約書の内容を継承します。

記

- 工事完了後、公道に埋設された給水装置の維持管理は私では困難なため、貴組合にてお願いします。ただし、給水装置移設・廃止等により撤去等が必要な場合は、私費をもって施工します。
- 敷地内の給水装置の漏水防止や衛生管理等の維持管理については、自己責任において管理します。
- 貸与された水道メータは清潔に保管し、設置場所には、検針及び修理の支障になる物件、工作物は設置しません。又、貴組合からメータ位置の変更及び改善指示を受けたときは、私費をもって改善します。
- 貸与された水道メータは私が責任をもって管理し、紛失又は破損した場合は、貴組合から指示のあった損害額を弁償します。
- 給水装置の設置に関し、利害関係者との紛争が生じた場合、一切私方において、処理し、貴組合に迷惑をかけません。
- 今後、不慮の事故や漏水等に伴う断水・水道工事については、貴組合に全面的に協力します。

申込者 氏名

※ 記名押印又は署名

指定給水装置工事事業者

上記の工事手続きに関する一切の事項を受任しました。	住所	給水装置工事主任技術者
	名称	電話 - -
	代表者	免状の交付番号
		第 号

付近見取図を別紙添付

道路及び隣接との位置関係を示し、該当地を朱色で囲みできる限り地図の中心となるよう記入して下さい。

承諾書	土地所有者	丹羽郡 _____ の私の所有地に表記の給水管を布設する件を承諾します。 土地所有者 住所 氏名 ※ 記名押印又は署名 ※ 土地所有者が複数の場合は、別紙にて作成すること。
	建物所有者	表記の給水装置設置の件を承諾します。 建物所有者 住所 氏名 ※ 記名押印又は署名

建築確認済証未添付理由書

- 1 給水装置工事の申込みをしますが、建築確認申請中により提出することができません。つきましては、建築確認済証が下り次第、提出します。
- 2 既設建物への給水 3 その他 ()

申込者 氏名

配置図



給水装置工事申込書確認表（指定給水装置工事事業者記入欄）

- ※ 給水装置工事申込みにあたり必要な書類を確認し、該当番号を○で囲んでください。
- ※ 申込み書類の内容に不明な点がありましたら事前に職員にお尋ねください。

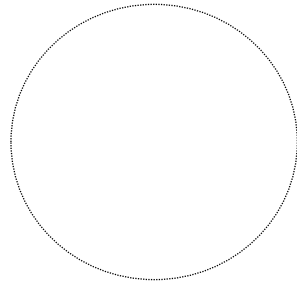
1 給水装置工事申込書	その他必要に応じて添付する書類
2 付近見取図	10 量水器保管証
3 給水装置工事設計審査申請書	11 配水管新設工事申込書
4 建築確認済証	12 貯水槽水道施設調査票
5 水道メータ出庫願	13 管理人選任届
6 給水装置使用開始届	14 3階直結直圧給水に関する誓約書
7 道路占用許可申請書一式	15 3階直結直圧給水回答書写し
8 道路使用許可申請書一式	16 受水槽設置に関する誓約書
9 占用物確認表	17 水道メータ口径に関する誓約書
	18 集合住宅等における検針方式希望書
	19 集合住宅等における親メータ検針方式誓約書
	20 集合住宅等における親メータ検針戸数割方式誓約書
	21 各戸メータ設置申請及び設置条件誓約書（受水槽給水用）
	22 集合住宅施設装置の解除方法届出書
	23 その他 ()

課長	主幹	課長補佐	主査	主任	係

設計審査 工事検査	円	非課税
--------------	---	-----

先行取出し工事申込書

丹羽広域事務組合管理者様



受付印

年 月 日		申込番号	-	第	号
申込者 (給水装置 所有者)	住所	〒 - - 電話 (- -)			
	フリガナ				
	氏名	※記名押印又は署名			

下記の工事を下欄確認のうえ丹羽広域事務組合水道事業の先行取出し工事に関する要綱第3条に基づき申し込みます。
 なお、私（申込者）は、本先行取出し工事の手続きに関する一切の業務を下記指定給水装置工事事業者に委任します。

給水装置 場所		将来予定する 水道メータ口径	φ
将来建築する予 定の家屋の種類	1 一般住宅 2 集合住宅 3 工場 4 店舗 5 公共施設 6 その他		
土地 所有者	1 申込者と同じ		
	2 丹羽郡_____の私の所有地に表記の給水管を布 設する件を承諾します。		
	土地所有者	住所	氏名
			※記名押印又は署名

先行取出し誓約書

貴組合へ先行取出し工事の申込みをするにあたり、下記事項について一切異議申立てしないことを誓約します。また、土地売買等により土地所有者に異動が生じた場合についても、本誓約書の内容を継承します。

記

- 工事完了後、給水装置新設工事申込みがなされるまでの間、貴組合の定める管理区分に従って管理し、異状があったときは直ちに届け出ます。又、建築等を建築する際、貴組合の検針業務、修繕等を行うにあたり支障を来たす場合、又は本先行取出し管が貴組合の基準に不適合となる場合及び不要となる場合は、修繕工事、撤去工事等を貴組合の指示に従い行うとともにそれに要する一切の費用を私が負担します。
- 本先行取出し工事申込み後5年以内に給水の開始をします。給水開始をするときは、給水装置新設工事申込書に本先行取出し工事申込書（写）を添付し、給水負担金を納入します。
- 土地売買により土地所有者が変わる場合は、土地所有者が明確に確認できる関係書類を管理者に提出します。なお、変更後の所有者には、管理区分に従う取出し管の位置等について必ず引継をします。
- 先行取出し工事後の取出し位置及び口径変更はしません。ただし、やむを得ない事情により変更する場合は先に取出した工事箇所の撤去及び変更箇所の施工に要する一切の費用を私が負担します。
- 取出し位置については、丹羽広域事務組合水道事業給水規則に定められた位置に従います。

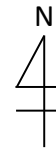
申込者 氏名

※記名押印又は署名

上記の工事手続きに 関する一切の事項を受 任しました。	住所	給水装置工事主任技術者
	名称	電話 - -
	代表者	免状の交付番号
		第 号

付近見取図を別紙添付
 道路及び隣接との位置関係を示し、該当地を朱色で囲みできる限り地図の中心となるよう記入して下さい。

取出し配置図



先行取出し工事申込書確認表（指定給水装置工事事業者記入欄）

※ 先行取出し工事申込書に必要書類を確認し、該当番号を○で囲んでください。
 ※ 申込み書類の内容に不明な点がありましたら事前に職員にお尋ねください。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 先行取出し工事申込書 | 6 計画書関係書類 |
| 2 給水装置工事設計審査申請書 | 7 配水管新設工事申請書 |
| 3 道路占用許可申請書一式 | 8 その他 () |
| 4 道路使用許可申請書一式 | |
| 5 占用物確認表 | |

丹羽広域事務組合管理者 様

年 月 日

申込者 (給水装置所有者)	住所	〒 - - 電話 (- -)
	氏名	フリガナ ※ 記名押印又は署名

土地 使用 承諾 書

給水装置設置のための私有地使用について下記のとおり土地所有者の承諾を得ましたのでお届けします。

また、土地使用について紛争が生じたときは、私が責任を持って解決し、給水管取出替工事及び撤去を自費により行い、貴組合に対し異議申し立て致しません。

なお、給水装置所有者又は使用者に異動が生じたときは、私が本承諾書の内容を継承させます。

記

承 諾 書

私の所有する土地について次のとおり承諾します。

- (1) 申込者が後記表示の土地を使用することを承諾します。
- (2) 修理、布設替えその他給水装置の維持管理に必要とする作業を妨げない。
- (3) 土地所有者に異動があるときには、私が本承諾を継承させる。

給水装置設置場所地番	土 地 所 有 者		
	住 所	氏 名	印

※ 記名押印又は署名してください。

※ 添付資料 土地の公図の写し

占用物確認表

申 込 者	申 込 番 号		一 第 号		
給水装置場所					
道 路 管 理 者	確 認 日	埋 設 物	立 会	担 当 者 名	備 考
		有 ・ 無	要 ・ 不要		
	道 路 の 種 類				
	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 町道 路線名 (_____ 線)				
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)				
	舗 装 構 成				
<input type="checkbox"/> As <input type="checkbox"/> Co <input type="checkbox"/> その他 (_____)					
車道 (舗装厚 _____ cm / 下層路盤 _____ cm) 歩道 (舗装厚 _____ cm / 下層路盤 _____ cm) 乗入 (舗装厚 _____ cm / 下層路盤 _____ cm)					
東 邦 ガ ス	確 認 日	埋 設 物	立 会	担 当 者 名	備 考
		有 ・ 無	要 ・ 不要		
中 部 電 力	確 認 日	埋 設 物	立 会	担 当 者 名	備 考
		有 ・ 無	要 ・ 不要		
N T T 西 日 本	確 認 日	埋 設 物	立 会	担 当 者 名	備 考
		有 ・ 無	要 ・ 不要		
下 水 道	確 認 日	埋 設 物	立 会	担 当 者 名	備 考
		有 ・ 無	要 ・ 不要		
	確 認 日	埋 設 物	立 会	担 当 者 名	備 考
	/	有 ・ 無	要 ・ 不要		

関係機関への周知

通 学 路 小学校・中学校	確 認 日	該 当 箇 所	周 知	備 考
		有 ・ 無	済 ・ 未	
保 育 園 ・ 幼 稚 園	確 認 日	該 当 箇 所	周 知	備 考
		有 ・ 無	済 ・ 未	
可 燃 ゴ ミ 等 収 集 路 線	確 認 日	該 当 箇 所	周 知	備 考
		有 ・ 無	済 ・ 未	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
コ ミ ュ ニ ティ バ ス 大 口 町	確 認 日	該 当 箇 所	周 知	備 考
		有 ・ 無	済 ・ 未	
	確 認 日	該 当 箇 所	周 知	備 考
	/	有 ・ 無	済 ・ 未	

※工事着手前には付近住民についても周知をします。

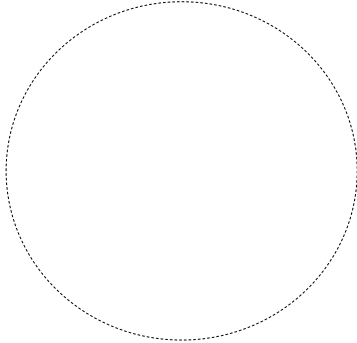
指定給水装置工事事業者	
-------------	--

給水装置工事主任技術者	
-------------	--

配水管新設工事申込書

年 月 日

丹羽広域事務組合管理者 様



受 付 印

申込者	住 所	〒 - 電話 (- -)
	氏 名	カガナ ※記名押印又は署名

丹羽広域事務組合水道事業配水管新設工事分担金徴収に関する要綱第3条に基づき、配水管布設工事の申込みをします。なお工事に伴う分担金は、丹羽広域事務組合水道事業配水管新設工事分担金徴収に関する条例に従い遅滞なく納入いたします。

記

布 設 場 所	大 口 町 扶 桑 地 内
使用開始予定	年 月 日
開発工事(500 m ² 以上) の有無	有 ・ 無
備 考	

- 1 工事完了後の施設については、丹羽広域事務組合水道事業配水管新設工事分担金徴収に関する要綱第6条に基づき、管理者に帰属することを承諾しますので、今後の維持管理についてはお願いします。
- 2 利害関係者に対する責任は申込者において処理し、管理者には一切迷惑をおかけしません。

添付書類

見取図、給水装置工事申込書(※)、給水装置工事設計審査申請書の写し(※)、丹羽広域事務組合水道事業配管図(※)、その他丹羽広域事務組合水道事業が必要とする計画図等

※印は、主管課が受付後に添付するもの

貯水槽水道施設調査票

年 月 日

丹羽広域事務組合管理者 様

郵便番号
 届出者 住 所
 ふりがな
 氏 名
 (名称及び
 代表者氏名)

建物	フリガナ		TEL ()	設置年月	年 月	
	名 称		-			
	所在地				階 数	階建
					戸 数	戸
主用途	1 共同住宅 2 事務所 3 店 舗 4 学 校 5 旅 館 6 その他 ()					
所有者(設置者)				氏 名 (TEL)		
管 理 者				氏 名 (TEL)		

施 設 概 要

	受 水 槽	高 置 水 槽	その他の貯水槽	
給水設備 (飲料用)	設置場所	1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)	1屋上 2給水塔 3その他 ()	
	設置状態	1床置き 2その他 ()	(屋根) 1 有 2 無 ()	
	水槽の数・容量	() 槽 () m ³ 、 () m ³	() 槽 () m ³ 、 () m ³	() 槽 () m ³ 、 () m ³
	材 質	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他 ()	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他 ()	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他 ()
	給水管の材質	1硬質塩化ビニル管 2硬質塩化ビニルライニング鋼管 3ポリエチレン管 4ステンレス管 5その他 ()		
滅 菌 機	1 有 2 無			
使用水量	m ³ /月			
残留塩素測定器	1 有 2 無			

備考

①1日最大計画使用水量	m ³ /日	②1日計画使用時間	時間/日
③1か月計画使用日数	日/月		
④吐出口形状	ボールタップ (φ) × (個)		
	定水弁 (φ) × (個)		

年 月 日

管 理 人 選 任 届

丹羽広域事務組合管理者 様

給水装置 所有者	住所	〒 _____ 電話 (_____)
	氏名	カガナ

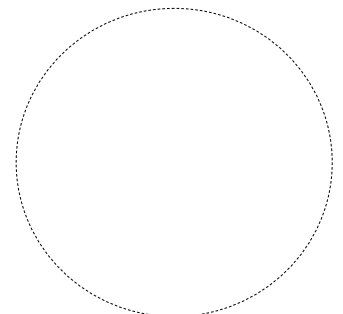
丹羽広域事務組合水道事業給水条例第15条第1項の規定により届出ます。

施設名			
給水装置 場 所	大口町 扶桑町		
管 理 人	氏名	カガナ	電話番号 < > _____
			携帯番号 < > _____
	住所	〒 _____	
選 任 年 月 日	年 月 日		
備 考			

備考 太線の枠内をご記入ください。

水道部記入欄

お客様番号	—	—			
給水申込番号	年度 第 号		メー タ 口 径		
メータ番号					



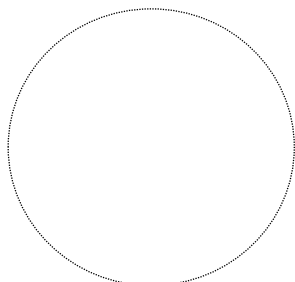
受 付 印

課長	主幹	課長補佐	主査	主任	係

工 事 検 査 申 請 書

丹羽広域事務組合管理者 様

年 月 日



受 付 印

申請者 (指定給水装置 工事事業者)	住所	〒 - - 電話 (- -)
	氏名	
給水装置工事 主任技術者	免状の交付番号 (第 号)	
	氏名	フリガナ

次のとおり丹羽広域事務組合水道事業給水条例第7条第2項の規定による工事（完了）検査を受けたいので、丹羽広域事務組合水道事業指定給水装置工事事業者規程第15条第1項の規定により申請します。

給水装置 場 所		申 込 者 氏 名	
工事種類	1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去 5 先行	申込番号	一第 号

上記の給水装置工事の工事検査を受けるにあたり現地及び工事検査書類（工事写真帳等）が適正であることを確認しました。

給水装置工事主任技術者

指 摘 事 項 ・ 手 直 し の 内 容

--

工 事 写 真 帳 確 認 表

- ※ 工事検査にあたり工事写真を確認し、該当番号を○で囲む。
 ※ 工事写真帳の内容に不明な点がございましたら事前に職員にお尋ねください。

	工 種	撮 影 方 法 等	主任技術者 確認記入欄
公 道 部	着手前	(1) 施工場所全体及び周辺状況も確認できるよう撮影すること。必要に応じて複数枚撮影すること。	
	完了	(1) 着手前全景と同一方向で撮影し着手前の状況と比較できるよう撮影すること。	
	サドル分水工	(1) 分水位置（深度・出幅）及び状況が確認できるよう撮影すること。 (2) 穿孔片について、工事立会の際に当組合の確認を受けること。	
	防錆用密着剤取付状況	(1) 取付状況が確認できるよう撮影すること。（ダクタイル鋳鉄管のみ） (2) 工事立会の際に当組合の確認を受けること。	
	防食フィルム施工状況	(1) 施工してあることが確認できるよう撮影すること。	
	給水管布設工（PEP等）	(1) 埋設状況及び深度等が確認できるよう撮影すること。	
	川砂埋戻工	(1) 管上20cmの管防護が確認できるよう撮影すること。	
	管標示シート工	(1) 埋設状況及び深度等が確認できるよう撮影すること。	
	砕石（在来土）埋戻工	(1) 1層の埋戻厚は20cm以下とし、必ず1層ごとに撮影し、埋戻厚み寸法の確認ができるよう撮影すること。	
	下層路盤工	(1) 下層路盤の厚さが前、中、後の3箇所を確認できるよう撮影すること。	
	仮舗装復旧工	(1) 着手前全景と同一方向で撮影し着手前の状況と比較できるよう撮影すること。	
	舗装切断工	(1) 影響範囲の寸法が確認できるよう撮影すること。	
	路盤修正工	(1) 路盤修正の厚さが前、中、後の3箇所を確認できるよう撮影すること。	
	プライムコート・タックコート	(1) 全面ムラなく塗布されていることが確認できるよう撮影すること。	
	舗装復旧工 （表層、基層、ライン復旧等）	(1) 施工の厚さ、転圧状況が確認できるよう撮影すること。	
	保安設備（工事看板） 交通整理員	(1) 工事看板、交通整理員等の設置状況が確認できるよう撮影すること。	
民 地 部	メータボックス取付状況	(1) 周辺状況や隣地及び官民境界からリボンテープ等の計測器具でメータボックスの設置状況が確認できるよう撮影すること。 (2) 取出標示杭の設置が確認できるよう撮影すること。	
	メータ取付状況	(1) 適正な位置及び流量方向で取付けていることが確認できるよう撮影すること。	
	水圧試験	(1) 水圧テストポンプから給水装置への接続部全体を確認できるよう撮影すること。 (2) 宅内配管に1.75MPa、1分間、水圧試験を行っていることが確認できるよう撮影すること。施工箇所はメータボックスとする。 (3) 試験前(0MPa)、試験後の圧力計ゲージの数値が確認できるよう撮影すること。	
	宅内配管布設状況	(1) 撮影箇所はヘッド又は建物付近とし埋設状況が確認できるよう撮影すること。メータ付近は対象外とする。	
	受水槽設置状況	(1) 周辺状況や受水槽全体の設置状況が確認できるよう撮影すること。	
	その他必要な写真	(1) 当組合より提出の指示があったもの。 例：既設管キャップ状況、既設管との接続状況など	

工事写真帳

工事名

工事場所

申込者氏名

申込番号No.

施工業者名

年 月 日

給 水 装 置 使 用 開 始 届

丹羽広域事務組合管理者 様

申請者	住所	〒 _____ 電話（ _____ ）
	氏名	フリガナ _____

丹羽広域事務組合水道事業給水条例第13条の規定により届出ます。

なお、水道の使用にあたっては、同条例を遵守します。

使用場所	大口町 扶桑町	建物 名称	
開始年月日	年 月 日		
使用者氏名	フリガナ _____	電話番号	< > _____
		携帯番号	< > _____
納入通知書 等送付先	<input type="checkbox"/> 水道ご使用場所と同じ <input type="checkbox"/> 水道ご使用場所以外の住所（※以下に記入してください）		
	〒 _____ 宛名		
備考			

備考1 太線の枠内をご記入ください。納入通知書等送付先は該当する□に「レ」をご記入ください。

備考2 丹羽広域事務組合水道事業給水条例が給水契約の内容になります。

（内容については丹羽広域事務組合水道部ホームページをご確認ください。）

<https://www.niwa-suido.jp>

水道部記入欄

お客様番号	_____ - _____		
給水申込番号	年度 第 号	メータ 口径	
取付日	年 月 日		
メータ番号	_____	開始指針	m ³
指定給水装置 工事事業者			

入力者	確認者	地区番号
		担当検針員

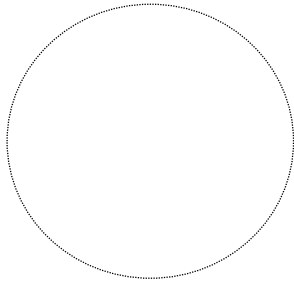
課長	主幹	課長補佐	主査	主任	係

申込番号	- 第	号
------	-----	---

給水装置工事 変更 取消 届

丹羽広域事務組合管理者 様

年 月 日



受付印

申込者 (給水装置所有者)	住所	〒 - - 電話 (- -)
	氏名	※ 記名押印又は署名
使用者番号	- - - - -	

年 月 日付けにて給水装置工事申込みを行いました。下記理由により 変更 取消 したいの
 でお願ひします。

給水装置場所			
変更理由 取消			
変更内容			
指定給水装置 工事事業者	住所	給水装置工事主任技術者	
	名称	電話	- -
	代表者	免状の交付番号	
		第	号

備考

--

年 月 日

給 水 装 置 使 用 中 止 届

丹羽広域事務組合管理者 様

申請者	住所	〒 _____ 電話（ _____ ）
	氏名	フリガナ _____

丹羽広域事務組合水道事業給水条例第18条第1項第1号の規定により届出ます。

使用場所	大口町 扶桑町	建物 名称	
中止年月日	年 月 日		
使用者氏名	フリガナ _____	電話番号	< > _____
		携帯番号	< > _____
転居先住所	〒 _____ 宛名		

備考1 太線の枠内をご記入ください。

水道部記入欄

お客様番号	-	-	
メータ番号	中止指針	m ³	
備考			

入力者	確認者	

年 月 日

給 水 装 置 廃 止 届

丹羽広域事務組合管理者 様

給水装置 所有者	住所	〒 _____ 電話 (_____)
	氏名	カガナ ※ 記名押印又は署名

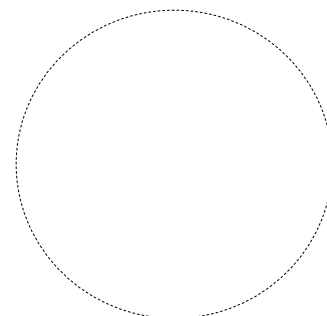
丹羽広域事務組合水道事業給水条例第18条第1項第1号の規定により届出ます。

給水装置 場所	大口町 扶桑町	建物 名称	
所有者	氏名	カガナ ※ 記名押印又は署名	電話番号 携帯番号
	住所	〒 _____ < > _____	
廃止 年月日	年 月 日		

備考 太線の枠内をご記入ください。

水道部記入欄

お客様番号	_____	_____	
メータ番号	_____	メータ 口径	
廃止時指針	_____ m ³		
備考			



受 付 印

給水装置所有者変更届

丹羽広域事務組合管理者 様

申請者	住所	〒 _____ 電話 (_____)
	氏名	フリガナ ※ 記名押印又は署名

丹羽広域事務組合水道事業給水条例第18条第2項第2号の規定により届出ます。

給水装置場	大口町 扶桑町	建物名称		
新所有者	氏名	フリガナ ※ 記名押印又は署名	電話番号	< > -
		住所	〒	携帯番号
旧所有者	氏名	フリガナ ※ 記名押印又は署名	電話番号	< > -
		住所	〒	携帯番号
変更年月日	年 月 日			

備考1 太線の枠内をご記入ください。

備考2 丹羽広域事務組合水道事業給水条例が給水契約の内容になります。

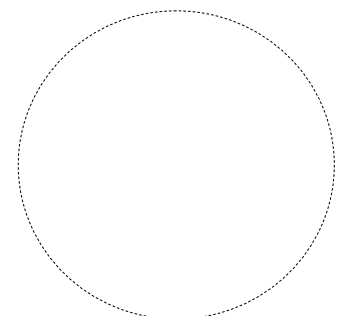
(内容については丹羽広域事務組合水道部ホームページをご確認ください。)

<https://www.niwa-suido.jp>

水道部記入欄

お客様番号					-				
メータ番号					開始指針	m ³			
備考									

入力者	確認者	



受付印

年 月 日

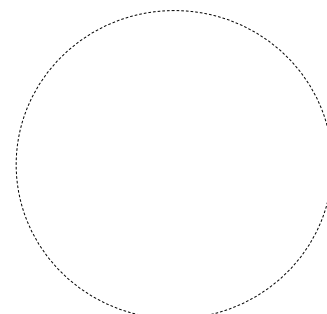
給水装置使用戸数異動届

丹羽広域事務組合管理者 様

申請者	住所	〒 - 電話 (- -)
	氏名	カガナ ※ 記名押印又は署名

丹羽広域事務組合水道事業給水条例第18条第2項第5号の規定により届出ます。

施設名		
給水装置場所	大口町 扶桑町	
現在使用戸数	戸	
前使用戸数	戸	
増減戸数	増 戸	減 戸
異動理由		
備考		



受付印

集合住宅等における検針方式希望書

年 月 日

丹羽広域事務組合管理者 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

※記名押印又は署名

電 話 () -

このたび建築する集合住宅等は下記検針方式による給水方法を希望します。

設置場所	
建物名称	
建物内容	住居 戸 ・ 店舗 戸 合計 戸 【 散水栓 有 ・ 無 】

希望	給水方式	検 針 方 式	添付書類
<input type="checkbox"/>	直結直圧方式	◆各戸検針方式（各戸メータ：組合貸与） 2階以下の建物で、受水槽方式によらず直結直圧で給水可能な集合住宅又は、3階直結直圧給水の基準を満たすものについては、組合が検針し、各戸から水道料金を徴収することとなります。 ただし、3階直結直圧給水については、事前協議をし、3階直結直圧給水回答書により実施可能と認められたものに限る。	※3階直結直圧給水のみ ①3階直結直圧給水回答書の写し ②3階直結直圧給水に関する誓約書
<input type="checkbox"/>	受水槽方式	◆親メータ検針戸数割方式（親メータ：組合貸与、各戸メータ：所有者） 親メータの水量を各戸が均等に使用したとみなし戸数割の計算をし、一括して所有者（管理者）の方に請求し、所有者（管理者）の方が各入居者の方から水道料金等を徴収することとなります。また、各戸の入退居による開閉栓作業は行いませんので所有者（管理者）の方で行っていただき、入退居があるごとに所有者（管理者）の方には「給水装置使用戸数異動届」を当組合に提出していただく必要があります。 【重要】全戸が一般住家専用栓であることが条件です。（店舗付住宅や共同浴場、共同食堂等がある社宅等は、各戸の使用形態が異なるので、親メータ検針方式となります。）	①集合住宅等における親メータ検針戸数割方式誓約書
<input type="checkbox"/>	受水槽方式	◆親メータ検針方式（親メータ：組合貸与、各戸メータ：所有者） 親メータの水量を一括して所有者（管理者）の方に請求し、所有者（管理者）の方が各入居者の方から水道料金等を徴収することとなります。また、各戸の入退居による開閉栓作業は行いませんので所有者（管理者）の方で行っていただくこととなります。	①集合住宅等における親メータ検針方式誓約書
<input type="checkbox"/>	受水槽方式	◆集中検針方式（親メータ：組合貸与、各戸メータ：所有者） 所有者（管理者）の方が各戸に設置する私設各戸メータを当組合が検針し、各戸から水道料金を徴収する方式です。ただし、一定の条件を承諾いただける場合のみ「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」を締結し、特別にこれを認めるものです。なお、当組合と所有者が直接協議し内容確認が必要になります。	※後日、「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」を締結
<input type="checkbox"/>	受水槽方式	◆普通検針方式（親メータ：組合貸与、各戸メータ：組合貸与） 当組合が貸与する各戸メータを検針し、各戸から水道料金を徴収する方式です。ただし、一定の条件を承諾いただける場合のみ「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」を締結し、特別にこれを認めるものです。なお、当組合と所有者が直接協議し内容確認が必要になります。	※後日、「集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書」を締結

※希望の欄に してください。

様式第1号（第3条関係）

集合住宅施錠装置の解除方法（解除方法変更）届出書

年 月 日

丹羽広域事務組合管理者 様

住 所

届出者

氏 名

※ 記名押印又は署名

集合住宅等の各戸検針、徴収に関する要綱第3条の規定に基づき、次の住宅に係る施錠装置の解除方法（解除方法変更）について届け出します。

所 在 地	
建 物 名	
解 除 方 法	<p>(該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。)</p> <p>1 ID (暗証) 番号 _____</p> <p>2 キーボックス番号 _____</p> <p>3 連絡責任者が対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常駐者 _____・ 巡回者 (巡回の回数、方法等) _____・ その他 _____ <p>4 居住者が対応 _____棟 _____号室 ☎ _____</p> <p>5 管理人が対応 _____ ☎ _____</p> <p>6 その他 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

各戸メータ設置申請及び設置条件誓約書（受水槽給水用）

年 月 日

- 1 この度、給水装置工事申込を行うにあたり、受水槽以下に各戸メータを別記のとおり設置しますので設置承認をお願いいたします。
 - 2 各戸メータの設置承認を申請した受水槽以下装置（以下「この装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は、一切所有者または使用者が負うとともに必要の都度、定期または随時に点検を行い、メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され、または漏れることのないよう努めます。
 なお、この装置において漏水が発生した場合、その漏水により貴組合に与えた損害は、所有者または使用者が負担します。
 - 3 この装置は、次の条件に適合する構造とし、かつ、「給水装置工事施行基準（IV メータ止水栓の設置）」を遵守する等全て貴組合の指示を履行いたしますので、完了検査合格後において、「集合住宅等の検針、徴収事務に関する特別契約書」の締結の申出の際は、よろしくお取り計らいください。
 なお、契約が締結された以降においても貴組合の指示を遵守致します。
- 《条件》
- 給水形態
 自然流下または加圧式給水構造のものであり、かつ、井水、その他の水と混合しないものであること。
 - 配管構造
 - (1) 停滞空気の発生しないものであること。
 - (2) 衝撃防止のための措置を行ったものであること。
 - (3) 逆流防止のための措置を行ったものであること。
 - (4) 凍結防止のための措置を行ったものであること。
 - メータ設置環境
 - (1) メータ損傷の危険がなく、メータが水平に取り付けられ、かつ、指針が直接読み取れる構造であること。
 - (2) メータ設置、点検及び取替作業が容易に行えるものであること。
 - (3) メータ前には、貴組合が指定する逆止弁付伸縮式ボール止水栓を設置すること。
 - (4) 凍結防止の措置を講じたものであること。
 - (5) 遠隔指示メータとした場合、集中検針盤は安全で容易に検針できる場所に設置し、雨がつかからないこと。
- 4 この装置に対し、貴組合が必要と認めたときは、構造及び使用材料などの調査を行うことを承諾します。また、調査により指示された事項は、指定期間内に履行します。
 - 5 この装置の設置工事は、貴組合指定工事業者に施工させます。
 - 6 受水槽手前に設置する貴組合より貸与されるメータの使用水量が、各戸メータの合計使用水量の8%を超える差が生じた場合は、その差水量にかかる料金についてお支払いします。
 - 7 上記事項の条件について、取り扱い上なお必要な事項については、丹羽広域事務組合水道事業給水条例、同施行規則及び給水装置工事施行基準にならって施行します。
 - 8 上記事項の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等について、当事者間で解決し、一切貴組合に迷惑を掛けません。
 - 9 この装置の維持管理及び貴組合に対する連絡等の事項を処理するため給水条例第15条の規定に基づき管理人を選定し、届け出ます。また、給水条例第18条の規定に基づき届出内容に変更があったときも届出ます。
 - 10 この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付のものであることを承知させるとともに直ちに所有者の変更を貴組合に届出ます。

丹羽広域事務組合管理者 様

受水槽以下装置 メータ設置申請者	住 所 氏 名 ※記名押印又は署名
---------------------	-------------------------

設 置 場 所							
各戸メータ設置種別	新規 ・ 改造（ 増 ・ 減 ・ 遠隔-平型 ）				住宅種別	分譲 ・ 賃貸	
各 戸 メ ー タ 口 径 ・ 個 数	口径	13 mm	20 mm	mm	共 用	13 mm	20 mm
	設置個数 (改造前の個数)	個 ()	個 ()	個 ()		個 ()	個 ()
方 式	直読平型 ・ 遠隔指示			遠隔装置メーカー名 検針盤型式			
受 水 槽	m ³ × 基		高架水槽	m ³ × 基			
指定給水装置工事事業者				備 考			

集合住宅等における親メータ検針方式誓約書

年 月 日

丹羽広域事務組合管理者 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

※ 記名押印又は署名

電 話

このたび建築する集合住宅等は貴組合貸与の水道メータ1個のみで全体を給水することとなるため、各戸への水道料金等の徴収及び開閉栓作業は、当方で行います。

また、水道料金等のトラブルについては、当方で一切解決し、貴組合に迷惑をかけないことを誓約します。

なお、今後、各戸水道メータの検針方式に改造する場合は、貴組合の指示に従い、私の費用により給水装置施行基準に適合するように施工し、給水装置所有者に異動が生じたときは、私が本誓約書の内容を継承させます。

設置場所	
建物名称	
建物内容	住居 戸 ・ 店舗等 戸 ・ 散水栓 有 ・ 無
備 考	

（「建物名称」は、仮称の場合は「仮称」と記入すること。

様式第2号（第5条関係）

集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書

（目的）

第1条 丹羽広域事務組合（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が設置を承認した受水槽以下の装置（遠隔指示装置を設置する場合は、これを含む。以下「導水装置」という。）における各戸メータの検針、水道料金（以下「料金」という。）の徴収等について、次のとおり契約を締結する。

（対象物件）

第2条 対象物件は次のとおりとする。

所在地 _____

建物名 _____

構造 鉄骨造 階建

受水槽有効容量 _____m³

水道使用個数 親メータ φ mm 1個（甲貸与）

子メータ φ mm 個（集中検針型・直読平型）

（料金の算定及び徴収）

第3条 甲は、乙の設置した居住者の各戸メータ（以下「子メータ」という。）を各戸に隔月ごとに検針し、丹羽広域事務組合水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第24条の定める区分を適用し料金算定を行う。

2 料金の徴収方法は、子メータごとに納入通知書又は口座振替によるものとする。

（未納の場合の措置）

第4条 甲は、入居者が料金を支払わないときは、督促をするものとする。

2 前項の督促をしてもなお支払わないときは、給水条例に基づき給水停止を行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（管理責任）

第5条 乙は、自己の責任において導水装置を維持管理し、次の各号に定める事項を自己の責任と負担において、速やかに実施しなければならない。

(1) 1年以内ごとに1回の定期水質検査

(2) 1年以内ごとに1回の定期受水槽の清掃

(3) 子メータ前後の配管、止水栓等の修繕若しくは保温カバーの取付又は取替

(4) 集中検針型の場合は、子メータが検定期間満了（8年ごと）したときの取替又は破損等したときの修繕

(5) 集中検針型の場合は、集中検針盤の取替（概ね16年ごと）又は故障時の修繕

2 導水装置から漏水等が生じて入居者等に被害を与えても、甲はその責めを負わないものとする。

3 子メータが甲の貸与する直読平型メータのものは、検定期間満了（8年ごと）時の子メータ取替については、甲が実施するものとする。なお、乙は善良な所有者の注意をもって子メータを管理し、取替時に、子メータ取替又はメータの維持管理に支障が生じたときは、甲の指示に従い、乙は自費によりこれを改善するものとする。

（管理人の選定）

第6条 乙は、導水装置の維持管理、水道料金の納付、入居者への水道使用等に関する事項の周知等を行わせるため管理人を選定し、甲に届け出なければならない。

（届出義務）

第7条 乙は、次の各号に該当する場合は、それぞれに従い、甲に届け出なければならない。

(1) 管理人に変更が生じたときは速やかに届け出ること。

(2) 導水装置の増設、改造、撤去等をする場合は、あらかじめ届け出ること。

(3) オートロック装置を設置しているときは、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置の解除方法を届け出ること。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とする。

（親メータと子メータの差の負担）

第8条 甲が設置したメータ（以下「親メータ」という。）の使用水量が子メータの合計使用水量の8%を超える差が生じた場合は、速やかに乙にその旨を通知するとともに、その差水量にかかる料金について、乙に徴収する。なお、1m³当たりの単価は、給水条例第24条に定める使用料金（従量料金）の最高額を適用する。

（所有権の移転）

第9条 乙は、給水装置及び導水装置を売却しようとするときは、この契約条項について売却先に説明するとともに、甲に売却先を売却する日までに報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受理した後、速やかに乙の売却先とこの契約を締結するものとする。

3 乙は、甲が前項の契約を締結するまでは、この契約事項を履行する責を負うものとする。

4 乙は、分譲集合住宅等の所有権の移転の場合、乙に代わってこの契約事項を履行できると甲が認められるものとし、その者と甲がこの契約を締結するまでは、乙が契約事項を履行する責を負うものとする。

（契約の周知）

第10条 乙は、この契約の内容について入居者に周知徹底しなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙がこの契約を履行しないときは、契約を解除することができる。この場合の料金算定は親メータのみによるものとする。

（契約の更新）

第12条 この契約の有効期間は、____年____月____日から____年____月____日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも異議申し出がないときは、この期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議決定事項）

第13条 この契約書、給水条例、同規則、給水装置施行基準及び、集合住宅等の各戸検針、徴収に関する要綱に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々その1通を保管する。

____年____月____日

住 所

甲

氏 名

住 所

乙

氏 名

※ 記名押印又は署名

別表 1

様式第 1 号

年 月 日

丹羽広域事務組合管理者 様

届出者 住所
氏名
電話
FAX

他水混合給水計画協議書

地下水等を飲料水等に処理し、上水と混合して使用する工事を計画しています。つきましては、関係書類を添付し提出しますので協議していただきますようお願いいたします。

設 置 場 所	お客様番号 ()		
他 水 水 源	地下水 ・ 雨水 ・ その他 () (該当するものに○)		
用 途	飲用 ・ 雑用水 ・ その他 () (該当するものに○)		
水 質 管 理 適 用 法 令	水道法 (専用水道) ・ 建築物衛生法※ ・ その他 (適用法令無) ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律		
他水処理方法 (概要)			
他 水 処 理 シ ス テ ム 管 理 業 者			
工 事 期 間			
他水混合開始予定日			
量 水 器 口 径	既存量水器口径 (mm) 増径 (mm) ・ 変更なし ・ 減径 (mm)		
既 設 受 水 槽	縦	m×幅	m×高さ m = m ³ 有効容量 m ³
使用水量 (現行)	m ³ /日		
計 画 水 量	上水道	m ³ /日	処理水使用水量 m ³ /日
上水道滞留防止措置			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 給水配管図 <input type="checkbox"/> 水処理システム仕様書等		
備 考	施設担当責任者氏名		

協議書届出者

様

丹羽広域事務組合
管理者

他水混合給水計画回答書

年 月 日付けで協議のありました件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 他水混合給水の可否
- 2 設置場所
- 3 指導事項

お客様番号 ()

- (1) 上水が管内に長期間滞留することによる水質劣化を防止するため、一日で給水装置内の水が入れ替る一定量の水量を使用することとし、残留塩素濃度が0.1mg/lを下回る上水を受水槽へ流入してはならない。
- (2) 水道水を汚染する危険性が多大であるため、専用水道、工業用水等の水管、その他の設備と直接接続は、一時的であっても絶対してはならない。
また、当該給水装置以外の水管、その他の設備が近接する場合には、外見上識別できるように表示すること。
- (3) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置については、装置内が不圧になった場合に、貯留水等が逆流する恐れがあるため、それらと十分な吐水口空間を保持し、または有効な逆流防止装置を具備するなど、逆流防止の措置をとらなければならない。
- (4) 受水槽の構造及び維持管理に関しては、「給水装置工事施行基準 V受水槽の構造及び維持管理」により適正な維持管理に努め、オーバーフロー管は上水と他水の合計流入量を十分排出できる口径とし、他水混合施設の給水開始前に完了検査を受けること。なお、検査時にオーバーフロー管から上水道の流入口との空間寸法が計測できること。計測が困難な場合は、空間寸法の解る写真を提出すること。
- (5) 計画使用水量を下回って受水槽へ流入させる場合は、給水管の延長距離並びに配水管及び周辺の給水状況を考慮したうえで、給水管内の滞留水を排出できる措置を講ずること。
- (6) 地下水の枯渇、水質悪化等により、上水を増量しなければならない事態が発生した場合は増径改造を行うこと。

- (7) 他水の水質悪化や設備のメンテナンス等のため上水道の使用量を大幅に増加する場合は、配水管の流速及び水圧等が変動し周囲への影響を及ぼす恐れがあるため、事前に申し出て組合の指示に従うこと。
- (8) 他水混合に関する誓約書（様式第3号）を提出すること。
- (9) 混合水を所有者以外の者が使用する場合は、当該施設が上水道と地下水等の他水を混合して給水していることを利用者に周知すること。

誓約書

年 月 日

丹羽広域事務組合管理者 様

給水契約者 住所
(使用者) 氏名
※ 記名押印又は署名
電話

他水混合給水施設名

他水混合給水施設設置場所

このたび、上水以外をろ過システム等により浄水処理した水を受水槽へ流入させて、上水と混合して給水する方法（以下「他水混合給水」という。）を導入するに当たり、下記について誓約いたします。

記

- 1 受水槽に貯留した地下水等と上水の混合水が、上水道へ逆流することのないよう当方で措置を講じます。
- 2 届出者以外の者が飲用として使用する場合は、当該施設が上水と他水を混合して給水していることを使用者に周知します。
- 3 水道計画使用量は貴組合と協議のうえ決定します。
- 4 誤接続を防止するため、近接する給水装置の配管と他の配管に対し色別表示を行う等、配管が容易に判断できる処置を講じます。
- 5 上水の残留塩素濃度が変動した場合は全て当方で濃度調整します。
- 6 次のいずれかに該当するときは、速やかに貴組合に報告し職員の指示に従います。
 - (1) 地下水等の枯渇又は水質悪化等により、地下水の使用を中止する場合等で上水を増量するとき。
 - (2) 水道計画使用量に変更が生じるとき又は流入水量及び流量が増減するとき。
- 7 他水混合条件の他に疑義が生じた場合は貴組合と協議し、その指示に従います。
- 8 他水混合給水の導入に起因して生じた問題は全て当方で対処し、貴組合には一切ご迷惑をかけません。

丹羽広域事務組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

3階直結直圧給水協議書

下記のとおり、3階直結直圧給水を行いたいので、協議します。

記

1 申 請 場 所

2 給水装置所有者 住 所
氏 名

3 指定給水装置工事事業者 住 所
氏 名

4 建 物 の 形 態 一戸建て専用住宅
 一戸建て小規模店舗付き住宅
 集合住宅 (戸)
 事務所ビル
 倉庫
 その他 ()

5 添 付 書 類 位置図、平面図、立体図、水理計算書、その他 ()

(様式第2号)

丹羽広水発第 号
年 月 日

様

丹羽広域事務組合
管理者

3階直結直圧給水回答書

年 月 日付で協議のありました件について、下記のとおり回答します。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 3階直結直圧給水の可否 | 3階直結直圧給水は実施できます。 |
| 2 | 申請場所 | |
| 3 | 給水装置所有者 | 住所
氏名 |
| 4 | 建物の形態 | |
| 5 | 施行条件 | (1) 3階の部屋の量水器は、φ20以上とすること。
(2) 1階部分にすべての量水器及び止水栓を設置すること。
(3) 3階部分の給水装置には、組合量水器下流に別途、止水栓ボックスを設けその中に止水栓を設置すること。止水栓及び止水栓ボックスは当組合指定のものとする。
(4) 立上管の最上部に小型空気弁を設置すること。
(5) 量水器及び上流側の組合の止水栓以外の全ての給水装置(量水器ボックスを含む)は、所有者の管理とし修理等の維持管理費用は所有者の負担とする
(6) 万が一の出水不良に対応するため、1階部分には必ず水栓を設置すること。ただし、共用水栓を兼ねることができるものとする。
(7) 3階は、水圧変化の影響を受けやすい施設であることを認識のうえ、入居者に対しても周知すること。
(8) 給水装置工事申込書にこの3階直結直圧給水回答書の写し及び3階直結直圧給水に関する誓約書を添付し申し込むこと。
(9) 不明な点は、当組合と協議のうえ決定すること。 |

(様式第3号)

丹羽広水発第 号
年 月 日

様

丹羽広域事務組合
管理者

3階直結直圧給水回答書

年 月 日付けで協議のありました件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 3階直結直圧給水の可否 3階直結直圧給水は実施できません。
給水方式については、再度当組合と協議してください。
- 2 申 請 場 所
- 3 給 水 装 置 所 有 者 住 所
氏 名
- 4 建 物 の 形 態

(別紙様式第4号)

3階直結直圧給水に関する誓約書

年 月 日

丹羽広域事務組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

※ 記名押印又は署名

電話番号 () -

3階直結直圧給水を実施することについて、次のとおり誓約します。

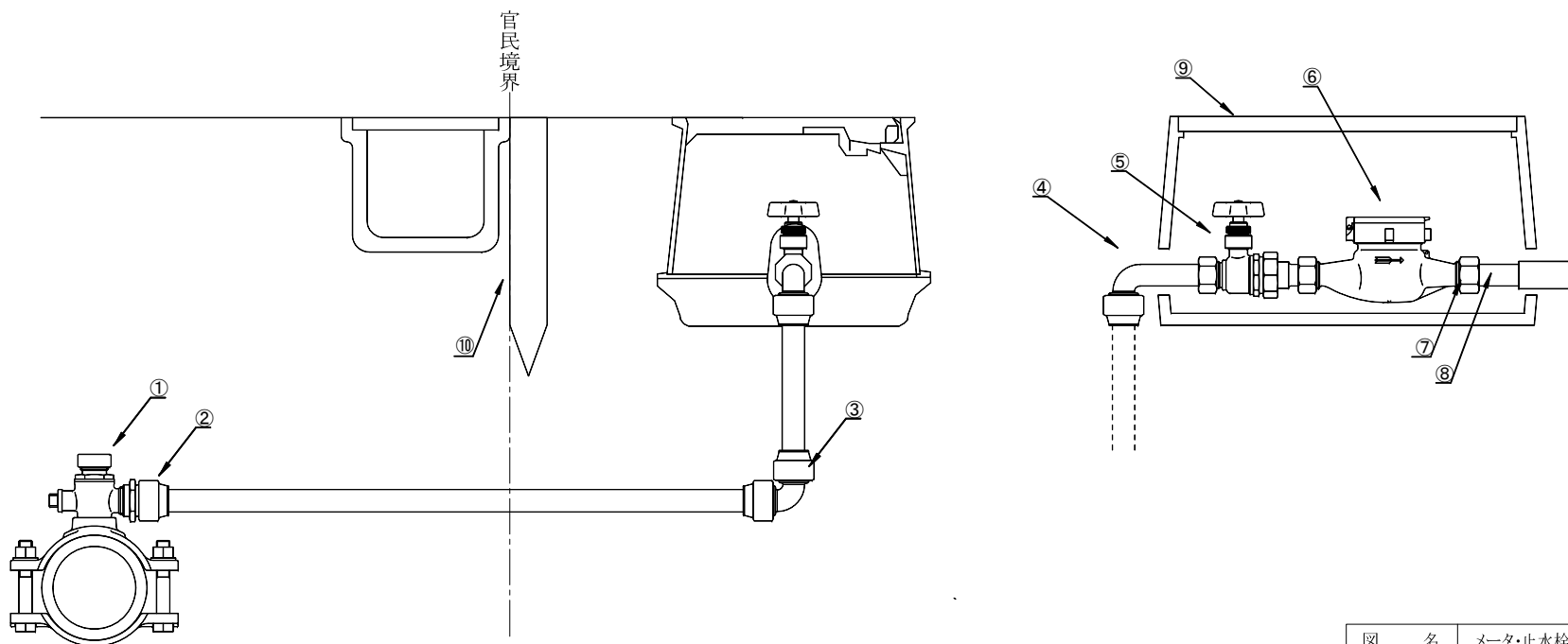
- 1 各部屋のパイプシャフトスペースに量水器及び組合指定の止水栓を設置します。
- 2 全ての部屋の給水装置には、組合指定の量水器下流に別途、止水栓ボックスを設けその中に止水栓を設置します。止水栓及び止水栓ボックスは丹羽広域事務組合の指定のものとしします。
- 3 量水器及び組合の止水栓以外の全ての給水装置（量水器ボックスを含む）の修理等の維持管理は、自己の費用負担により善良な注意をもって行います。
- 4 万が一の出水不良に対応するため、1階部分に水栓を設置します。
- 5 次の事項を認識するとともに、入居者に対しても周知します。
 - (1) 3階は、水圧変化等の影響を受けやすいこと。
 - (2) 配水管等の維持管理工事及び事故・災害時等の給水制限により、出水不良となった場合は、1階部分の水栓を使用すること。
- 6 将来の水圧変動や使用量増加等により出水不良が発生した場合は、自己の費用負担により設備の見直しを行うなど速やかに対応します。
- 7 3階直結直圧給水に起因する紛争等については、所有者ならびに使用者間で解決し丹羽広域事務組合には一切迷惑をかけません。
- 8 その他必要事項
()

メータ・止水栓設置標準仕様図

メータ・止水栓設置標準図φ13～25

番号	名称	メーカー・品番(参考)	備考
①	铸铁サドル付分水栓	前澤給装191999	
②	分止水栓用ソケット(ワンタッチ)	前澤給装715603	
③	PE継手90° (ワンタッチ)	前澤給装715607	
④	PE継手90° ロングベンド(ワンタッチ)	前澤給装715612	
⑤	逆止弁付伸縮式ボール止水栓(開閉防止型)	前澤給装354612	
⑥	水道メータ ※水道部貸与		ユニオンパッキン2個含む
⑦	袋ナット		
⑧	Hiユニオンソケット		
⑨	メータボックス(底板等含む)	ダイヤモンドRS25B	铸铁製・FRP製
⑩	取出標示杭	サンエス護護A-45C	

【特記事項】
 ※水道メータより一次側はPEP2層管を使用し、二次側はHiVP等を使用する。
 ※メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護すること。

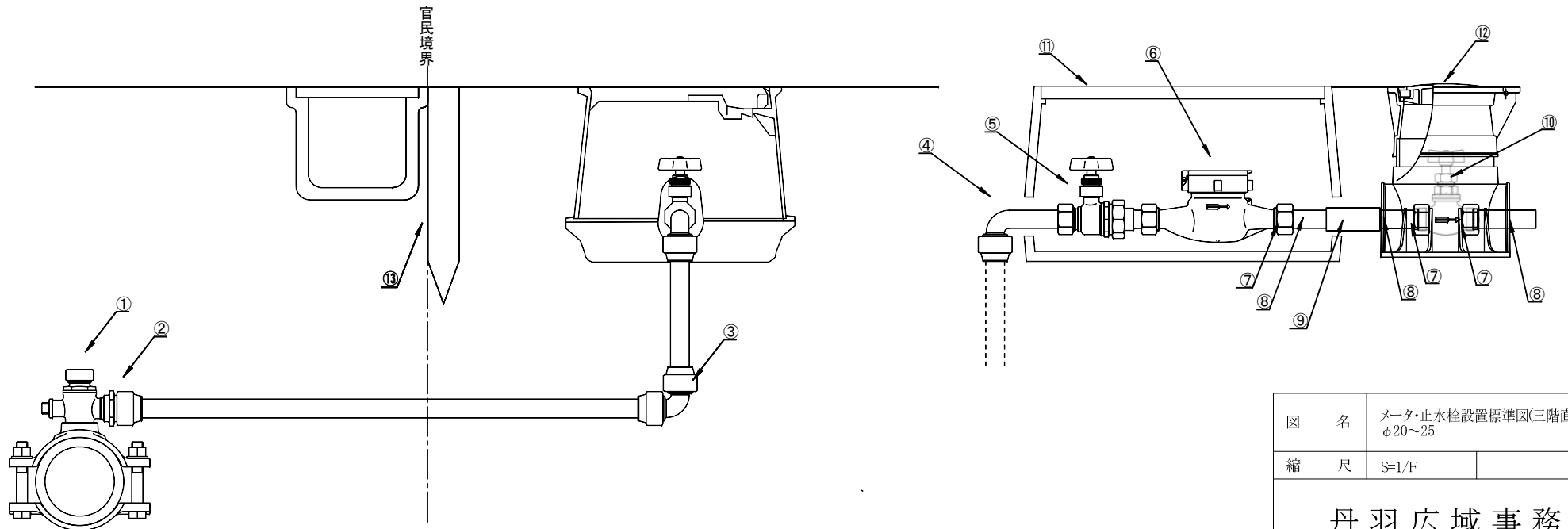


図名	メータ・止水栓設置標準図φ13～25	
縮尺	S=1/F	
丹羽広域事務組合		

メータ・止水栓設置標準図(三階直結直圧給水)φ20~25

番号	名称	メーカー・品番(参考)	備考
①	鋳鉄サドル付分水栓	前澤給装191999	
②	分止水栓用ソケット(ワンタッチ)	前澤給装715603	
③	PE継手90° (ワンタッチ)	前澤給装715607	
④	PE継手90° ロングベンド(ワンタッチ)	前澤給装715612	
⑤	逆止弁付伸縮式ボール止水栓(開閉防止型)	前澤給装354612	
⑥	水道メータ ※水道部貸与		ユニオンパッキン2個含む
⑦	袋ナット		
⑧	Hiユニオンソケット		
⑨	Hiソケット		
⑩	こま式止水栓・蝶ハンドル・平行オネジ	前澤給装311103	
⑪	メータボックス(底板等含む)	ダイモンRS25B	鋳鉄製・FRP製
⑫	止水栓ボックス	前澤化成SSB125 H=250	
⑬	取出標示杭	サンエス護膜A-45C	

【特記事項】
 ※水道メータより一次側はPEP2層管を使用し、二次側はHiVP等を使用する。
 ※メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護すること。



図名	メータ・止水栓設置標準図(三階直結直圧給水)φ20~25	
縮尺	S=1/F	

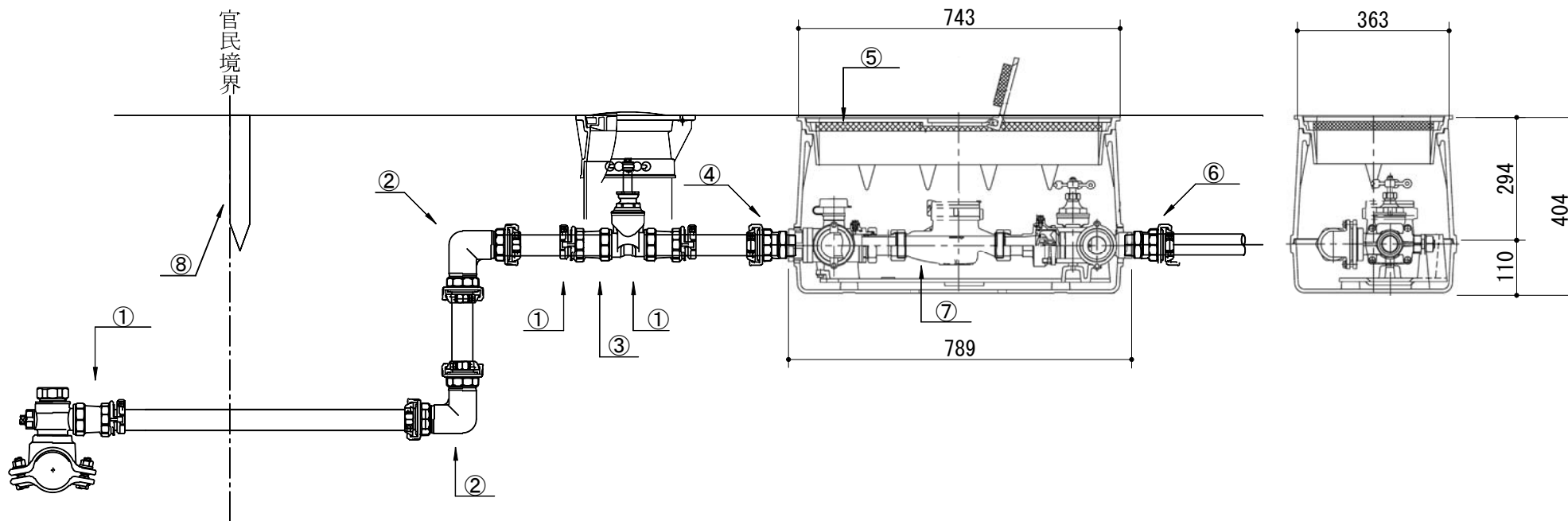
丹羽広域事務組合

メータ・止水栓設置標準仕様図φ40

番号	名称	メーカー・品番(参考)	備考
①	铸铁ユニオン分止水栓用(ロック付)φ40	川西SKX-BS P40	PEP用
②	铸铁エルボ90°(ロック付)φ40	川西SKX-L P40	PEP用
③	プレインゲート(外ネジ)φ40	前澤給装404006	
④	铸铁おねじ付ソケット(ロック付)φ40	川西SKX-OS P40	PEP用
⑤	メータバイパスユニット	日邦バルブMBU-S-N	逆止弁・強化枠付
⑥	铸铁おねじ付ソケット(ロック付)φ40	川西SKX-OS V40	VP用
⑦	水道メータφ40 ※水道部貸与	接線流羽根車式	遠隔用多機能型電子
⑧	取出標示杭	サンエス護謨A-45C	
	遠隔式水道メータ用カウンターポール	東洋計器CP-I	当組合の指示した位置に設置すること。

【特記事項】

- ※水道メータより一次側はPEP2層管を使用し、二次側はHiVP等を使用する。
- ※メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護すること。
- ※1次仕切弁(プレインゲート)は官民境界から1m以内に設置すること。



図名	メータ・止水栓設置標準仕様図φ40	
縮尺	S=1/F	

丹羽広域事務組合

メータ・止水栓設置標準仕様図 φ50

番号	名 称	メーカー・品番(参考)	備 考
①	鋳鉄ユニオン分止水栓用(ロック付) φ50	川西SKX-BS P50	HPPEP用
②	鋳鉄エルボ90° (ロック付) φ50	川西SKX-L P50	HPPEP用
③	プレインゲート(外ネジ) φ50	前澤給装404006	
④	鋳鉄おねじ付ソケット(ロック付) φ50	川西SKX-OS P50	HPPEP用
⑤	メータバイパスユニット	日邦バルブMBU-S	逆止弁・強化枠付
⑥	鋳鉄おねじ付ソケット(ロック付) φ50	川西SKX-OS V50	VP用
⑦	水道メータφ50 ※水道部貸与	たて形軸流羽根車式	遠隔用多機能型電子
⑧	取出標示杭	サンエス護謨A-45C	
	遠隔式水道メータ用カウンターポール	東洋計器CP-I	当組合の指示した位置に設置すること。

【特記事項】
 ※水道メータより一次側はHPPEPを使用し、二次側はHiVP等を使用する。
 ※メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護すること。
 ※1次仕切弁(プレインゲート)は官民境界から1m以内に設置すること。

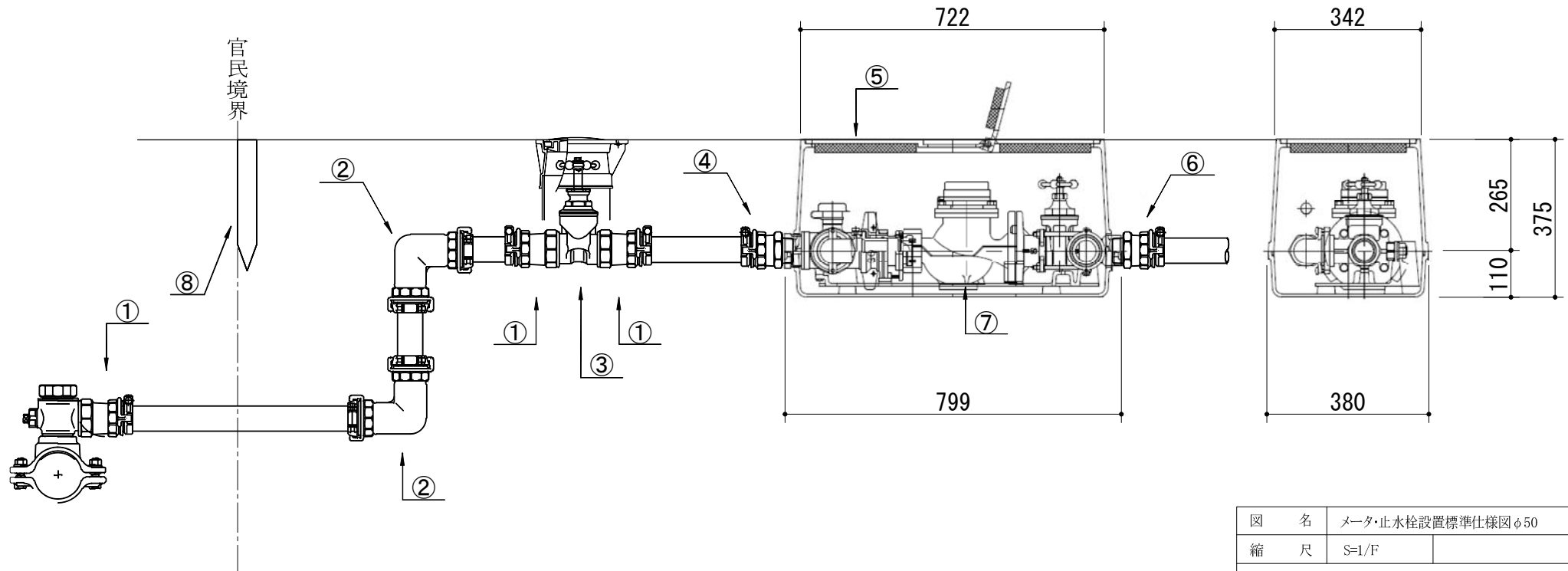
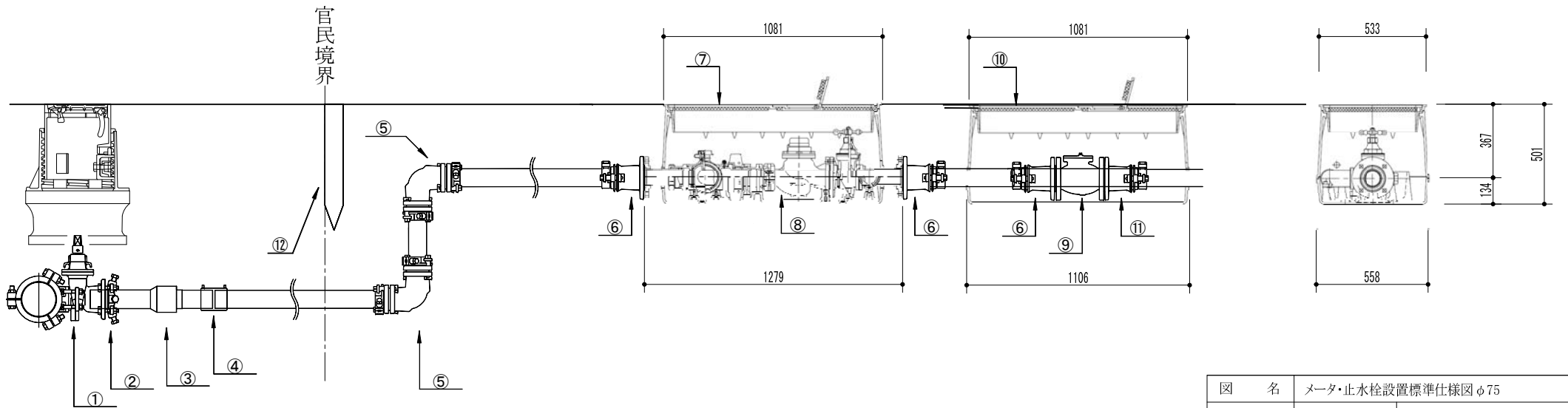


図 名	メータ・止水栓設置標準仕様図 φ50	
縮 尺	S=1/F	
丹羽広域事務組合		

メータ・止水栓設置標準仕様図φ75

番号	名称	規格等	メーカー・品番(参考)	備考
①	割T字管VK型ソフトシール 分岐口径φ75			切り取りで施工する場合は、使用材料について当組合と協議すること。
②	特殊押輪ロングワイドZ		大成TN-30Z	
③	ダクタイル鋳鉄管用異種管継手K形φ75		クボタケミックス9461	
④	EFソケットφ75		クボタケミックス9161	
⑤	鋳鉄曲管φ75×90°	内外面粉体	川西S-MP-BS 90°	
⑥	押輪付フランジφ75	上水フランジ・内外面粉体	大成MP-98I	ステンレスコア付
⑦	メータバイパスユニット		日邦バルブMBU-S	逆止弁・強化枠付
⑧	水道メータφ75 ※水道部貸与	たて形軸流羽根車式		遠隔用多機能型電子
⑨	逆止弁φ75	上水フランジ・内外面粉体	清水合金 L=240	
⑩	逆止弁用ボックス		日邦バルブ	
⑪	押輪付フランジφ75	上水フランジ・内外面粉体	大成VK-00I	HiVP用
⑫	取出標示杭		サンエス護謨A-45C	
	遠隔式水道メータ用カウンターポール		東洋計器CP-I	当組合の指示した位置に設置すること。

【特記事項】
 ※水道メータより一次側はHPPEPを使用し、二次側はHiVP等を使用する。
 ※メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護すること。

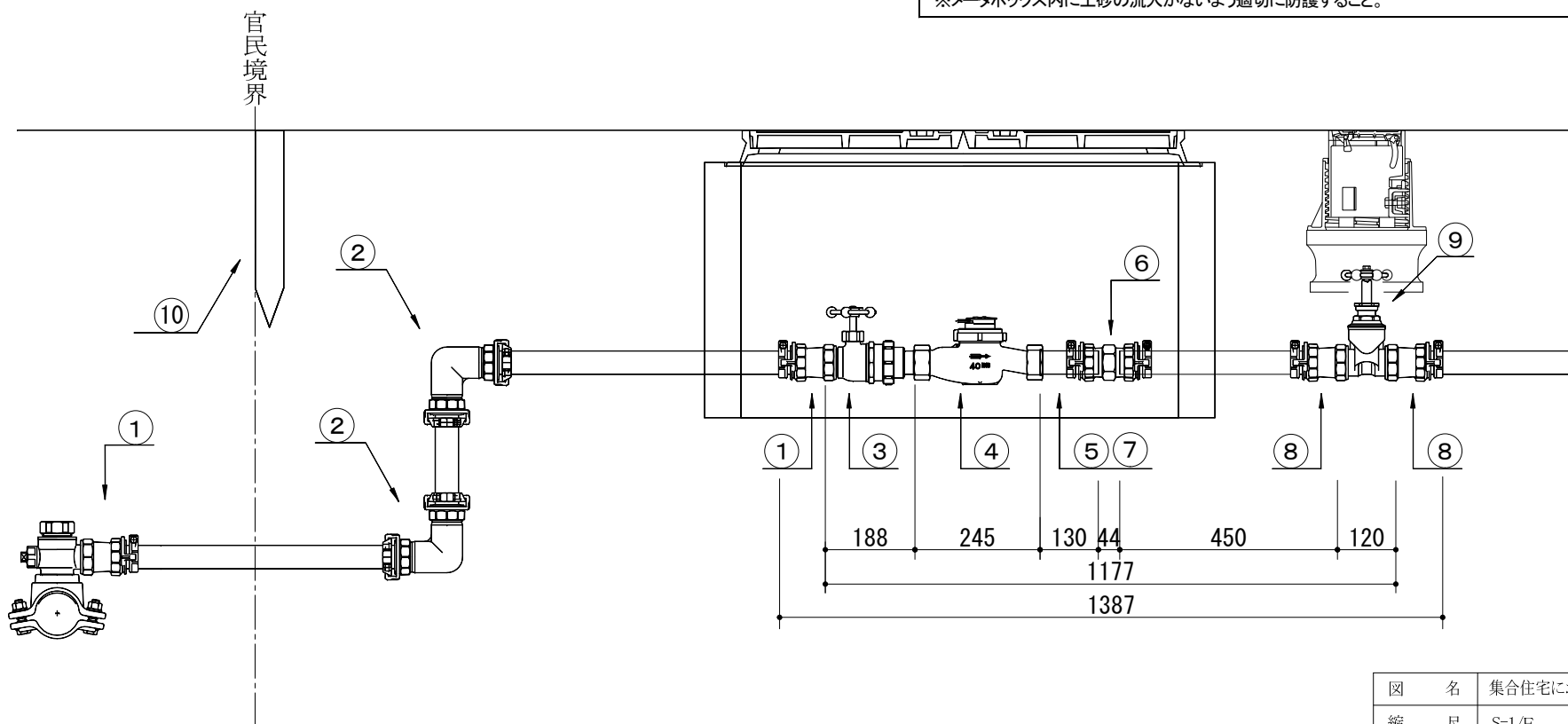


図名	メータ・止水栓設置標準仕様図φ75	
縮尺	S=1/F	
丹羽広域事務組合		

集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ40-①

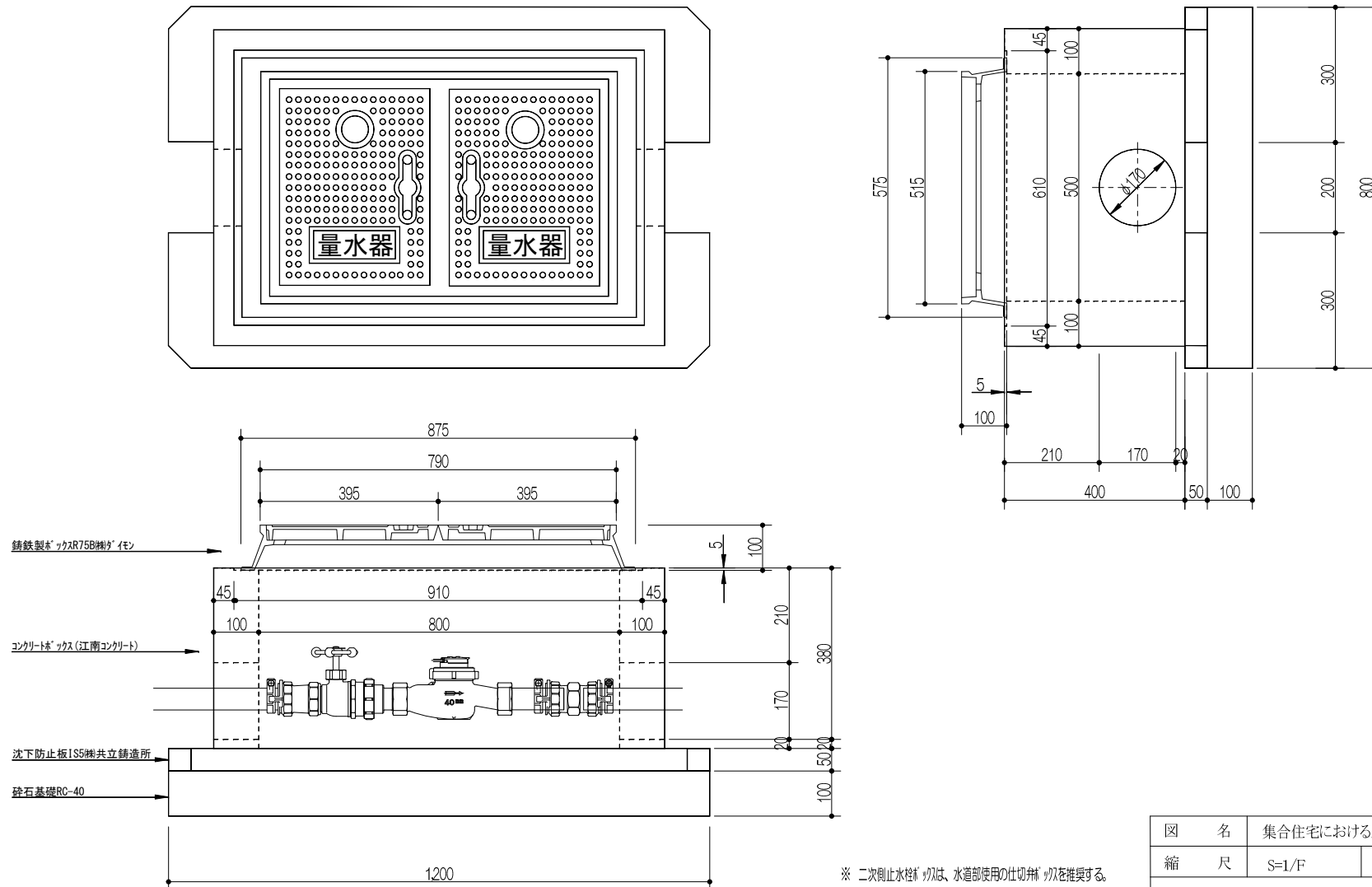
番号	名称	メーカー・品番(参考)	備考
①	鋳鉄ユニオン分止水栓用(ロック付)φ40	川西SKX-BS P40	PEP用
②	鋳鉄エルボ90°(ロック付)φ40	川西SKX-L P40	PEP用
③	逆止弁付伸縮式ボール止水栓φ40	前澤給装354764	
④	水道メータφ40 ※水道部貸与	接線流羽根車式	遠隔用多機能型、集中検針用多機能型 集中検針用記憶装置付
⑤	Hiユニオンソケットφ40		
⑥	鋳鉄ソケット(ロック付)φ40	川西SKX-S 40	VP用
⑦	袋ナットφ40		
⑧	鋳鉄ユニオン分止水栓用(ロック付)φ40	川西SKX-BS 40	VP用
⑨	プレーンゲート(外ネジ)φ40	前澤給装404006	
⑩	取出標示杭	サンエス護謨A-45C	
	遠隔式水道メータ用カウンターポール	東洋計器CP-I	当組合の指示した位置に設置すること。

【特記事項】
 ※水道メータより一次側はPEP2層管を使用し、二次側はHiVP等を使用する。
 ※メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護すること。



図名	集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ40-①	
縮尺	S=1/F	
丹羽広域事務組合		

集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ40 - ②



図名	集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ40 - ②	
縮尺	S=1/F	
丹羽広域事務組合		

集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図 φ50 - ①

番号	名 称	メーカー・品番(参考)	備 考
①	鑄鉄ユニオン分止水栓用(ロック付) φ50	川西SKX-BS P50	HPPEP用
②	鑄鉄エルボ90° (ロック付) φ50	川西SKX-L P50	HPPEP用
③	逆止弁付伸縮式ボール止水栓 φ50上水フランジ		
④	水道メータφ50 ※水道部貸与	たて形軸流羽根車式	遠隔用多機能型、集中検針用多機能型 集中検針用記憶装置付
⑤	押輪付フランジφ50(ショート)	川西S-MVF-S50	VP用
⑥	鑄鉄ユニオン分止水栓用(ロック付) φ50	川西SKX-BS 50	VP用
⑦	プレインゲート(外ネジ) φ50	前澤給装404006	
⑧	取出標示杭	サンエス護謨A-45C	VP用
	遠隔式水道メータ用カウンターボール	東洋計器CP-I	当組合の指示した位置に設置すること。

【特記事項】
 ※水道メータより一次側はHPPEPを使用し、二次側はHiVP等を使用する。
 ※メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護すること。

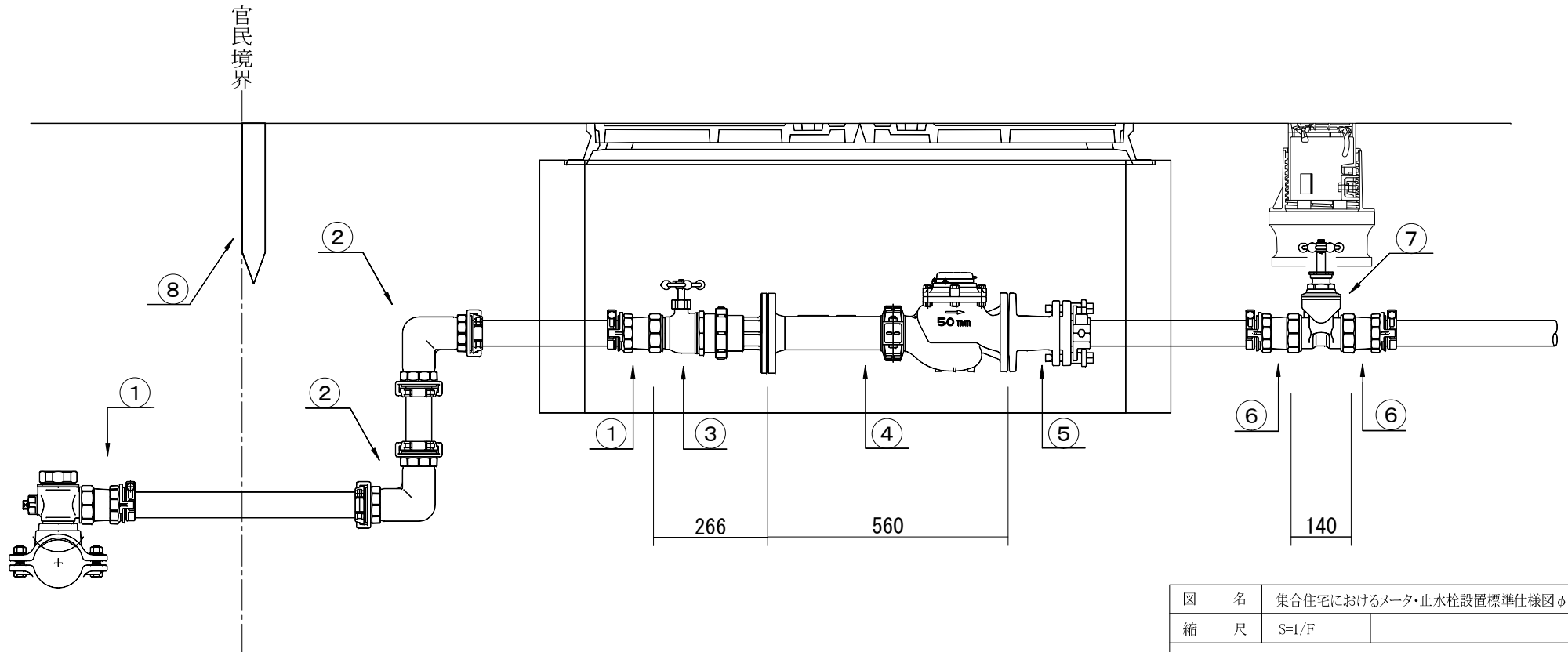
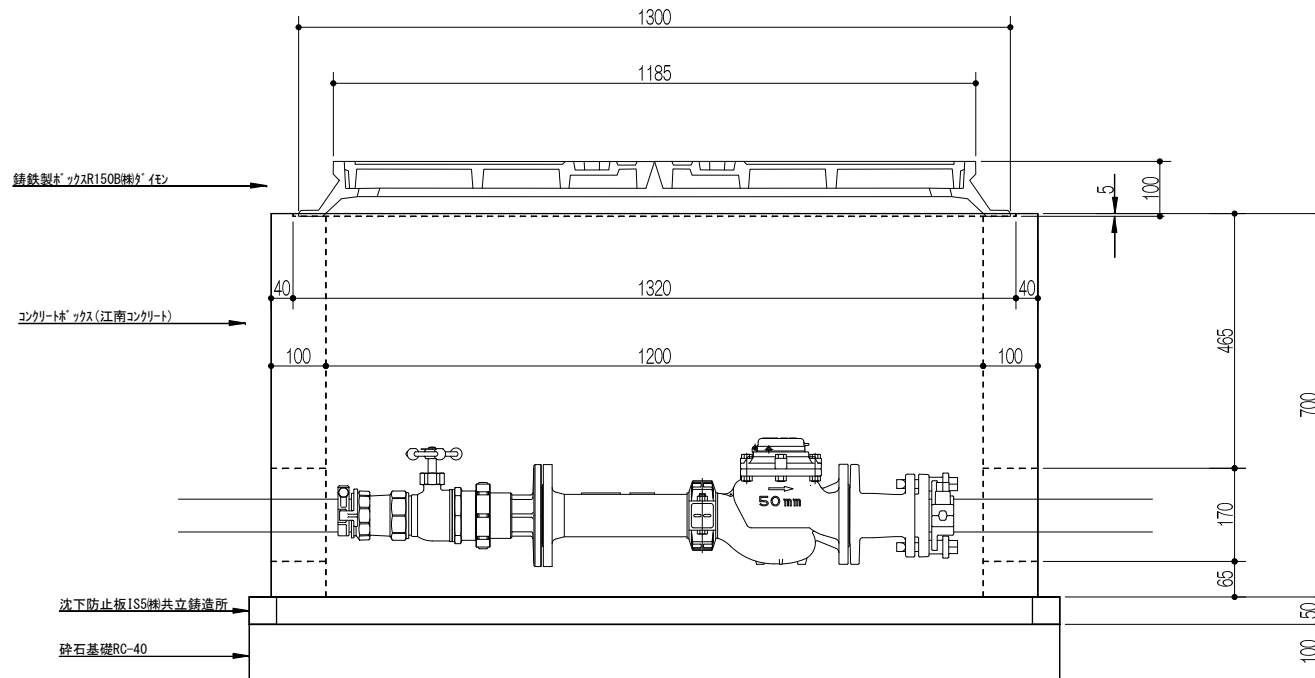
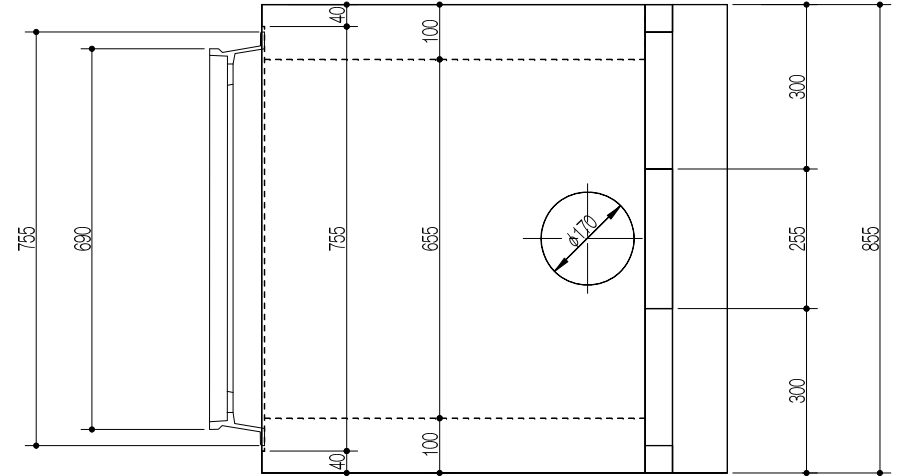
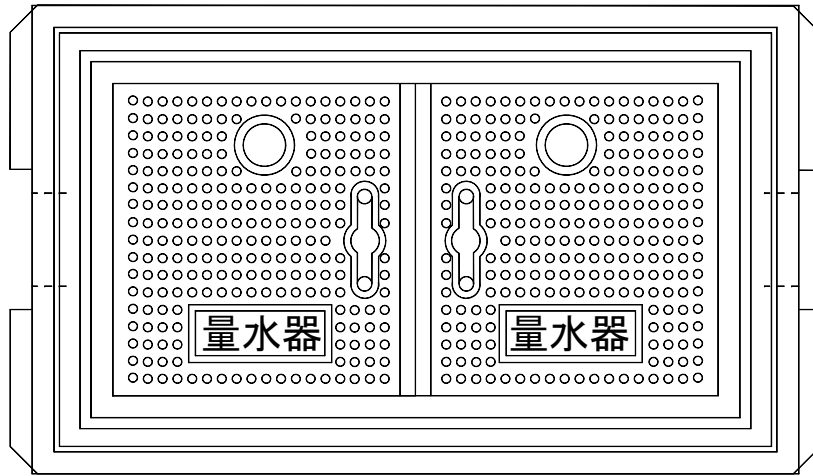


図 名	集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図 φ50 - ①	
縮 尺	S=1/F	

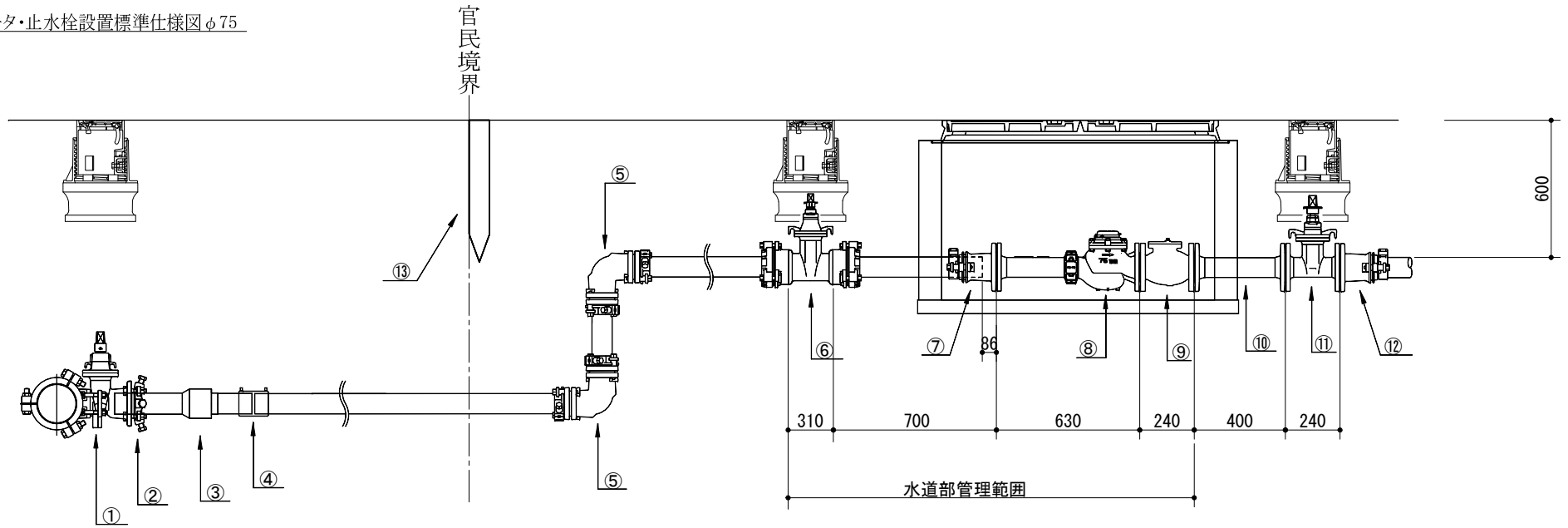
丹羽広域事務組合

集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ50-②



図名	集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ50-②	
縮尺	S=1/F	
丹羽広域事務組合		

集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ75



番号	名称	規格等	メーカー品番(参考)	備考
①	割T字管VK型ソフトシール分岐口径φ75			切り取りで施工する場合は、使用材料について当組合と協議すること。
②	特殊押輪ロングワイドZ		大成TN-30Z	
③	ダクタイル鋳鉄管用異種管継手K形φ75		クボタケミックス9461	
④	EFソケットφ75		クボタケミックス9161	
⑤	鋳鉄曲管φ75×90°	内外面粉体	川西S-MP-BS 90°	
⑥	ソフトシール仕切弁φ75	内外面粉体	川西S-MP-SS	
⑦	押輪付フランジφ75	上水フランジ・内外面粉体	大成MP-98I	ステンレスコア付
⑧	水道メータφ75 ※水道部貸与	たて形軸流羽根車式		遠隔用多機能型、集中検針用多機能型 集中検針用記憶装置付
⑨	逆止弁φ75	上水フランジ・内外面粉体	清水合金 L=240	
⑩	フランジ短管φ75×400	上水フランジ・内外面粉体		
⑪	ソフトシール仕切弁φ75	上水フランジ・内外面粉体		
⑫	押輪付フランジφ75	上水フランジ・内外面粉体	大成VK-00I	HiVP用
⑬	取出標示杭		サンエス護謨A-45C	
	遠隔式水道メータ用カウンターポール		東洋計器CP-I	当組合の指示した位置に設置すること。

【特記事項】
 ※水道メータより一次側はHPPEPを使用し、二次側はHiVP等を使用する。
 ※メータボックス内に土砂の流入がないよう適切に防護すること。
 ※メータボックスは「集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ50-②」と同等の物を使用すること。
 ※仕切弁ボックスは水道部使用の物を使用すること。

図名	集合住宅におけるメータ・止水栓設置標準仕様図φ75	
縮尺	S=1/F	
丹羽広域事務組合		

丹羽広域事務組合給水装置工事写真撮影要領

丹羽広域事務組合給水装置工事写真撮影要領

1 目的

この要領は、給水装置工事に関し、丹羽広域事務組合（以下「当組合」という。）の検査等の適正化を図るため、工事写真の撮影及び整理等について、基本的な事項を定めるものである。

2 撮影方法

工事写真用黒板（又はホワイトボード）を使用し、黒板には以下の項目を明示して撮影すること。また、明暗や逆光、背景等に注意して撮影することとし、撮影後直ちに写真を確認し、不明瞭な場合には、撮り直すこと。

- 工事名（例：○○△丁目地内給水装置工事No.△△、○○字○○地内給水装置工事No.△△）
- 工事場所：（例：大口町○○△丁目△△番地先、扶桑町大字○○字○○△△番地先）
- 工種
- 形状、略図、実測寸法等
- 施工業者名

3 工事写真撮影項目

工事写真の撮影項目は、「表－1 工事写真撮影項目一覧」に従って撮影すること。オフセット等の計測については、巻尺やリボンテープ、スタッフ等の計測器具を当て、寸法が確認できるように撮影することとする。ただし、距離が長く数値が確認できない場合等において、詳細を拡大し撮影する必要がある場合については、計測範囲全景と詳細拡大の2枚の写真に分けて提出すること。

また、水圧試験については、水圧計器器具～接続部全体及び数値を確認できるよう2枚に分けて撮影すること。

4 提出方法

デジタルカメラにて撮影し、有効画素数は、100万画素以上とする。写真帳用紙については、A4用紙とし1枚当たり3枚のカラー写真を掲載すること。また、A4用紙は、カラープリントに適した用紙（厚み0.10mm以上）を使用し、両面印刷とする。原則として現像した写真をA4用紙への貼り付け及び差し込みは認めないものとする。

なお、写真だけでは状況を把握しにくい場合については、余白に断面図や出来形図、各寸法等を記入すること。

5 工事写真帳提出期限及び部数

(1) 当組合提出用

給水装置工事完了後、速やかに工事検査申請書と同時に提出すること。提出部数については、給水申込み1件に対し、1部を必要とする。ただし、集合住宅の場合のみ、複数を1件として1部提出する。

- (例) 1戸建 No.△△・・・1件
1戸建2世帯 No.△△・・・1件、No.△△・・・1件
集合住宅 No.△△～No.△△、No.他△△・・・1件 ※ No.他△△も含む。

(2) 道理管理者提出用

公道部の工事の完了後、速やかに提出すること。提出部数については、道路占用許可書又は、公共用物使用許可書1件に対し、1部を必要とする。

6 その他事項

この要領に記載のない事項については、その都度、当組合と協議すること。

表-1 工事写真撮影項目一覧

工 種		撮影方法等
公 道 部	着手前	(1) 施工場所全体及び周辺状況も確認できるよう撮影すること。必要に応じて複数枚撮影すること。
	完了	(1) 着手前全景と同一方向で撮影し着手前の状況と比較できるよう撮影すること。
	サドル分土工	(1) 分水位置（深度・出幅）及び状況が確認できるよう撮影すること。 (2) 穿孔片について、工事立会の際に当組合の確認を受けること。
	防錆密着剤取付状況	(1) 取付状況が確認できるよう撮影すること。（サドル管のみ） (2) 工事立会の際に当組合の確認を受けること。
	防食フィルム施工状況	(1) 施工してあることが確認できるよう撮影すること。
	給水管布設工（PEP等）	(1) 埋設状況及び深度等が確認できるよう撮影すること。
	川砂埋戻工	(1) 管上 20cm の管防護が確認できるよう撮影すること。
	管標示シート工	(1) 施工状況及び深度が確認できるよう撮影すること。
	砕石（在来土）埋戻工	(1) 1層の埋戻厚は 20cm 以下とし、必ず 1層ごとに撮影し、埋戻厚み寸法の確認ができるよう撮影すること。
	下層路盤工	(1) 下層路盤の厚さが前、中、後の 3箇所を確認できるよう撮影すること。
	仮舗装復旧工	(1) 着手前全景と同一方向で撮影し着手前の状況と比較できるよう撮影すること。
	舗装切断工	(1) 影響範囲の寸法が確認できるよう撮影すること。
	不陸整正	(1) 路盤修正の厚さが前、中、後の 3箇所を確認できるよう撮影すること。
	プライムコート・タックコート	(1) 全面ムラなく塗布されていることが確認できるよう撮影すること。
	宅 内 部	舗装復旧工 （表層・基層・ライン復旧等）
保安設備（工事看板） 交通整理員		(1) 工事看板、交通整理員等の設置状況が確認できるよう撮影すること。
メータボックス設置状況		(1) 周辺状況や隣地及び官民境界からボックス等への設置状況が確認できるよう撮影すること。 (2) 取出標示杭の設置が確認できるよう撮影すること。
メータ取付状況		(1) 適正な位置及び流量方向で取付けていることが確認できるよう撮影すること。
水圧試験		(1) 水圧テストポンプから給水装置への接続部全体を確認できるよう撮影すること。 (2) 宅内配管に 1.75MPa、1分間、水圧試験を行っていることが確認できるよう撮影すること。施工箇所はメータボックスとする。 (3) 試験前（0MPa）、試験後の圧力計ゲージの数値が確認できるよう撮影すること。
宅内配管布設状況		(1) 撮影箇所は、ハット又は、建物付近とし埋設状況が確認できるよう撮影すること。水道メータ付近は対象外とする。
受水槽設置状況		(1) 周辺状況や受水槽全体の設置状況が確認できるよう撮影すること。
その他必要な写真	(1) 当組合より提出の指示があったもの。 例：既設管キャップ状況、既設管との接続状況など	